

業庫第34号  
2023年9月8日

代 理 店 御中  
代理店引受金融機関本部

日本銀行業務局

「統合国庫記帳システムの留意事項【代理店用】」の改訂について

国庫金関係事務につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、「統合国庫記帳システムの留意事項【代理店用】」について、下記のとおり改訂（改訂頁は別紙参照。改訂箇所には変更履歴を付しています。）し、これらの改訂を反映した最新版を弊社ホームページに掲載しました<sup>1</sup>ので、お知らせします。

—— 主に「日本銀行業務オンラインによる授受対象の業務系統書面一覧表」の一部改正に関する件（2022年10月18日付日銀業第439号）および「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」等の一部改正に関する件（2022年10月20日付業庫第53号）で通知した事務変更等を織り込んでいます。

本件に関し、ご不明な点等がございましたら、遠慮なく以下の照会先にご連絡ください。

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ

03-3279-1111（代表）

荒川（3334）、相馬（6042）、田原（6094）

<sup>1</sup> 掲載場所は、日本銀行HP－業務上の事務連絡－代理店等関連－代理店等関連規程。

## 記

### 「統合国庫記帳システムの留意事項【代理店用】」の改訂内容

改訂頁	改訂の概要
表紙	・過去改訂年月を削除し、「2023年9月」最新の旨を追記
6	・業務オンライン稼働開始に伴う書面授受方法の変更【業務オンライン化】
27	・「入力結果確認表（国庫金）」の印字例等の修正【整備】
48	・業務オンライン稼働開始に伴う書面授受方法の変更【業務オンライン化】
48の2	
49の2	
51	・実態に合わせた記載の見直し【整備】
52	・業務オンライン稼働開始に伴う書面授受方法の変更【業務オンライン化】 ・官庁請求による後日更正項目から「部局等（または勘定）、項」の削除【整備】
54	・業務オンライン稼働開始に伴う書面授受方法の変更【業務オンライン化】
55	
56	
58	・業務オンライン稼働開始に伴う書面授受方法の変更【業務オンライン化】 ・明確化の観点から「返納金口座更正請求書（写）」の追記【整備】 ・官庁請求による後日更正項目から「部局等（または勘定）、項」の削除【整備】
59	・業務オンライン稼働開始に伴う書面授受方法の変更【業務オンライン化】 ・訂正入力票等の入力手順の明記【整備】
65	・業務オンライン稼働開始に伴う書面授受方法の変更【業務オンライン化】
65の2	・「月計突合表送付部署に関する変更通知」（複数の取引種類が複数ある場合）にかかる留意事項の追記【整備】
66の3	・業務オンライン稼働開始に伴う書面授受方法の変更【業務オンライン化】
71	
77	
79	
80	
81	
82	
83	
85	・業務オンライン稼働開始に伴うユーザーIDに関する依頼書書式の変更（（責任者等名）欄の削除）【業務オンライン化】
86	

以上

第 3 版

# 統合国庫記帳システムの留意事項

## 【代 理 店 用】

2023年9月

日 本 銀 行 業 務 局

平成18年—2月作成  
平成18年—7月一部改訂  
平成19年—1月一部改訂  
平成19年—6月一部改訂  
平成19年12月一部改訂  
平成20年—3月一部改訂  
平成20年12月一部改訂  
平成22年—2月一部改訂  
平成23年—4月一部改訂  
平成24年—5月一部改訂  
平成25年—2月一部改訂  
平成25年11月一部改訂  
平成27年—2月一部改訂  
平成27年11月一部改訂  
平成29年12月一部改訂  
2018年10月一部改訂  
2020年—1月一部改訂  
2021年—1月一部改訂  
2021年—4月一部改訂  
2021年10月一部改訂  
2022年—6月一部改訂

ホ、「現金受」における納入告知書等の番号、納入氏名の入力

● 現金納付された「納入告知書」等に番号記載がない場合、または、納入氏名の漢字がシステム搭載の辞書ファイルに未登録の場合は、次のとおり取扱う。  
 (注) 取引店が他店である公庫預託金を一部代用納付証券で受入れた場合は、他店で出力する「振替済通知書」に証券金額を付記する必要があるため、証券金額を付記した領収済通知書(写)を当該取引店にFAXにより送付送信する。(なお、取引店が日本銀行本支店の場合には、日本銀行業務オンラインにより送付したうえ、送付後速やかに、当該取引店に電話連絡を行う。また、取引店が代理店の場合には、あらかじめ電話連絡のうえ、ファクシミリにより送付する。)

現金納付された「納入告知書」等に番号の記載がない場合は入力を要しない。  
 — 納入告知書等番号が記載されている場合は自店・他店分とも入力。一方、同番号が記載されていない場合は自店・他店分とも入力不要。

領収証書

領収日付

領収済通知書

領収日付

公庫預託金振込書

右のとおり振り込みます。

株式会社〇〇銀行〇〇支店

払込人 支店長 〇 〇 〇 〇

第 7 号 令和 3 年度

沖縄振興開発金融公庫	預託金
(口座名) 沖縄振興開発金融公庫本店	出納役
(取引店名) 日本銀行〇〇支店	
(金額) ￥3,580,000	

日本銀行〇〇支店 御中

現金受・入力

口座： 沖縄振興開発金融公庫本店出納役

取引店： 日本銀行〇〇支店

取引官庁： 沖縄振興開発金融公庫本店

資格： 出納役

官職：

計算科目： 沖縄振興開発金融公庫預託金

財政融資資金区分： XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

財政融資資金預託金種別： XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

国庫金未整理区分： XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

負担会計： XXXXXXXX

請求先： XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

納入告知書等番号： 7

金額： 3,580,000

納入氏名： 株式会社〇〇銀行〇〇支店 支店長 〇〇〇〇

事務処理区分： 現金

証券受領の有無： あり：  なし：

同一口座入力 他口座入力 当明細クリア

確認 キャンセル

被仕向店が出力する「振替済通知書」に印字する必要があるため、納入氏名の漢字がシステム搭載の辞書ファイルに未登録の場合はカタカナまたはひらがなにより入力する(例えば、「高」、「崎」など)。

- ・ (株)、(有)といった法人略語を(株)、(有)(全角1文字の特殊文字)で入力するとエラーとなるため、「(」、「株」、「)」をそれぞれ単独の文字または記号(全角)で入力する。  
 — 株式会社を(株)といった法人略語を使用することは差支えないが、それ以外は納入告知書等に記載のとおり入力する(略したり、入力不要項目として省いたりしない)。
- ・ 全角37文字以上の文字の入力を行うことができない(全角37文字以上の場合は、日本銀行業務局業務運行統括グループに電話連絡し、その指示に従う(電話番号は統合国庫記帳システムの事務選択画面掲載の連絡先一覧を参照))。

⑫ 自店の誤りによる後日訂正を行った場合（上記②「政府小切手による預託金の現払」のうち小切手番号を訂正<「10」→「15」>）

入力結果確認表（国庫金）											1
（日付）19. 10. 04											[ユ-ザ- ID:X00001]
取引情報 現金払（政府小切手）・自店更正（訂正取消・変更）											
入力NO.	小切手番号等・取引店	年度	計算科目	所管庁等	部局等（勘定）	項	取引官庁・取扱庁等	<---借（払）---	添日付本書銀類行	<---貸（受）---	<---残---
明細番号	事務処理区分		摘要	更正原計算日	取扱官署	債主コード・納入告知書番号・払込人・納入氏名	余白記載事項				
1	10 *****	19	預託金				〇〇公共職業安定所	200,000			1,800,000
2	現金										
	15 *****	19	預託金				〇〇公共職業安定所	200,000			1,800,000
2	現金										
合	計							400,000			

「自店更正（訂正取消・変更）と印字

※ 自店の誤りによる後日更正の場合は「自店更正（取消・変更）」、後日訂正および後日更正を同時に行った場合ははについても、一律、「自店更正（訂正および取消・変更）」と印字される。

⑬ 官庁請求による後日訂正を行った場合（上記②「政府小切手による預託金の現払」のうち小切手番号を訂正<「10」→「15」>）

入力結果確認表（国庫金）											1
（日付）19. 10. 04											[ユ-ザ- ID:X00001]
取引情報 現金払（政府小切手）・官庁更正（訂正取消・変更）											
入力NO.	小切手番号等・取引店	年度	計算科目	所管庁等	部局等（勘定）	項	取引官庁・取扱庁等	<---借（払）---	添日付本書銀類行	<---貸（受）---	<---残---
明細番号	事務処理区分		摘要	更正原計算日	取扱官署	債主コード・納入告知書番号・払込人・納入氏名	余白記載事項				
1	10 *****	19	預託金				〇〇公共職業安定所	200,000			1,800,000
2	現金										
	15 *****	19	預託金				〇〇公共職業安定所	200,000			1,800,000
2	現金										
合	計							400,000			

「官庁更正（訂正取消・変更）と印字

※ 官庁請求による後日更正の場合は「官庁更正（取消・変更）」、後日訂正および後日更正を同時に行った場合ははについても、一律、「官庁更正（訂正および取消・変更）」と印字される。

ロ、「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」の計数を訂正する必要がある場合の対応

- 「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」の計数を訂正する必要がある場合の対応の流れは、次のとおり。

訂正にかかる状況		代理店の対応	参照ページ
当日の入力終了送信時刻までに訂正が必要な旨判明した場合		「国庫金勘定事務」－「更正等入力」－「国庫金受払集計報告（代理店直扱分）」により訂正の入力および送信を行う。	p 4 9 参照
当日の入力終了送信時刻後に訂正が必要な旨判明した場合	当日、国庫金受払集計報告（代理店扱分）の入力を全くしていない場合	<p>代理店受入日の翌営業日午前中まで<sup>(注1)</sup>に、訂正にかかる書面<sup>(注2)</sup>を所属統轄店に日本銀行業務オンライン電子メールまたはFAXにより送付する。</p> <p>(注1) 原則的な到達期限。</p> <p>(注2) 「訂正にかかる書面」とは、訂正内容を記載した「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」の書面をいう。以下、このページにおいて同じ。</p>	p 4 8 の 2 参照
	当日、国庫金受払集計報告（代理店扱分）の一部または全部の計数について入力している場合	<p><u>基本の事務フロー</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 所属統轄店に「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」の訂正が必要な旨電話連絡。</li> <li>② 訂正にかかる書面を所属統轄店に日本銀行業務オンラインに電子メールまたはFAXにより送付。</li> <li>③ 所属統轄店から、日本銀行業務オンラインにより、訂正入力後の「入力結果確認表（国庫金受払集計報告・代理店直扱分）」の電子メールまたはFAX送付を受ける。</li> <li>④ 訂正入力後の「入力結果確認表（国庫金受払集計報告・代理店直扱分）」の内容に誤りがないことを確認し、確認済の旨を所属統轄店に電</li> </ol> <p><u>留意点</u></p> <p>（統轄店がOCR処理店でない代理店のみ）</p> <p>現金扱歳入金等にかかる訂正の場合において、証票が手許にあるときは、訂正にかかる書面を日本銀行業務オンラインにより所属統轄店に電子メールまたはFAXにより送付するとともに、当該証票に添付して郵送等によりOCR処理店の窓口へ提出送付する。</p>	p 4 9 の 2 参照

ロ、②「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」の報告遅延の対応

- 当日の入力終了送信時刻までに「国庫金勘定事務」－「諸報告」－「国庫金受払集計報告（代理店直扱分）」により報告することができなかった（当日、「国庫金勘定事務」－「諸報告」－「国庫金受払集計報告（代理店直扱分）」の入力を全くしていない）場合は、代理店において訂正処理ができないため、次のとおり取扱う。
  - 当該報告が入力終了送信時刻までに間に合わないと思込まれる場合には、予め「国庫金勘定事務」－「諸報告」－「国庫金受払集計報告（代理店直扱分）」の入力画面を印刷したものを準備しておく（入力終了送信時刻以降は、当該事務処理の選択が不可となる）。
  - 原則として、期限（代理店取扱日の翌営業日午前中。2.（3）ロ、（48 ページ）参照。）までに対応する（当該期限に間に合わない場合には、速やかに対応する。）。

① 速やかに所属統轄店に連絡し、報告内容を記載した書面（「国庫金勘定事務」－「諸報告」－「国庫金受払集計報告（代理店直扱分）」の入力画面を印刷（入力画面の「印刷」ボタンを押下）したうえ、必要事項の記入等（証票枚数、金額、取扱日および代理店名の記入）を行ったもの）を作成し、所属統轄店に日本銀行業務オンラインにより電子メールまたはFAXにより送付のうえ、追って送付証票を添付した同書面を郵送等により窓口へ提出送付する。

（所属統轄店がOCR処理店でない代理店の留意点） 現金扱歳入金等の報告遅延にかかる対応を行う場合は、送付証票を添付する報告内容を記載した書面はOCR処理店あてに郵送等によりOCR処理店の窓口へ提出送付する。

▼ 「国庫金勘定事務」－「諸報告」－「国庫金受払集計報告（代理店直扱分）」の入力画面を印刷したもの

国庫金受払集計報告（代理店直扱分）・入力				
項目	証票枚数 (振替を除く)	歳入金等金額		
現金 受(110)	20	50,000,000		
現金 払(158)				
項目	証票枚数			
歳入金等受入報告表作成成分(127)	3.4.30 〇〇代理店			
項目	現金 受		現金 払	
	証票枚数	金額	証票枚数	金額
公債利子支払資金				
主要食糧買入代金支払資金				
公債償還資金				

証票枚数および金額をボールペンで記入。

取扱日および代理店名を表示。

(注) モノ日等で入力終了送信時刻までに歳入金等の計数が確定せず、歳入金等以外の項目がある場合には、歳入金等以外の項目のみを入力終了送信時刻までに報告する。  
 この場合には、出力済みの「入力結果確認表（国庫金受払集計報告・代理店直扱分）」(写)に歳入金等の証票枚数および金額を記入して送付する（P49の2参照）。

② 所属統轄店から送付を受けた「入力結果確認表（国庫金受払集計報告・代理店直扱分）」(写)の内容に誤りがないことを確認し、確認済の旨を所属統轄店に連絡する。

▼ 「入力結果確認表（国庫金受払集計報告・代理店直扱分）」(写)

受付番号00001		入力結果確認表（国庫金受払集計報告・代理店直扱分）		1
03.04.30 〇〇代理店 分訂正		(日付) 03.05.06		[ユーザ ID:X00001]
項目	証票枚数 (振替を除く)	歳入金等金額		
現金 受(110)	20	50,000,000		
現金 払(158)				

ハ、②「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」の誤報告の対応(b)（後日訂正）

- 「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」の計数に誤りがあることが当日の入力終了送信時刻後または後日に判明し、かつ、当該日の「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」の一部または全部の計数について入力している場合（一部の計数について当日の入力終了送信時刻までに入力することができなかった場合を含む。）には、自店において訂正処理ができないため、次のとおり取扱う。
  - 原則として、期限（代理店取扱日の翌営業日午前中。2.（3）ロ、（48 ページ）参照。）までに対応する（当該期限に間に合わない場合には、速やかに対応する。）。
  - 当該日の「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」の入力を全くしていない場合には、P 4 8 の 2 により取扱う。

① 速やかに所属統轄店に連絡し、報告内容を記載した書面（「入力結果確認表（国庫金受払集計報告・代理店直扱分）」（写）に、必要事項の記入等（該当計数の記入、代理店名の表示）を行ったもの）を作成し、所属統轄店に日本銀行業務オンライン電子メールまたはFAXにより送付する。ただし、証票が手許にある場合には、別途、報告内容を記載した書面に証票を添付して、郵送等により窓口へ提出送付する。

所属統轄店がOCR処理店でない代理店の留意点  
現金扱歳入金等の対応を行う場合において、証票が手許にあるときは、証票を添付する報告内容を記載した書面は郵送等によりOCR処理店の窓口へ提出の送付先はOCR処理店あてとなる点に注意する。

▼ 「入力結果確認表（国庫金受払集計報告・代理店直扱分）」

証票枚数および金額をボールペンで記入      代理店名を表示

受付番号 00001      入力結果確認表（国庫金受払集計報告・代理店直扱分）      ○○代理店      [ユーザ - ID : U00001]  
 (日付) 03.04.30

項目	証票枚数（振替を除く）	歳入金等金額
現金 受（110）	40 <del>20</del>	90,000,000 <del>70,000,000</del>
現金 払（158）		

② 統轄店から送付を受けた「入力結果確認表（国庫金受払集計報告・代理店直扱分）」（写）の内容に誤りがないことを確認し、確認済の旨を所属統轄店に連絡する。

▼ 「入力結果確認表（国庫金受払集計報告・代理店直扱分）」

受付番号 00001      入力結果確認表（国庫金受払集計報告・代理店直扱分）      1  
 03.04.30 ○○代理店分 訂正      (日付) 03.05.06      [ユーザ - ID : X00001]

項目	証票枚数（振替を除く）	歳入金等金額
現金 受（110）	40	90,000,000
現金 払（158）		



ホ、代理店が前月末日に派出収納した歳入金等受入証票の「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」

- 所属統轄店がOCR処理店である代理店が前月末日に派出収納した歳入金等受入証票の「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」を行う場合は、次のとおり取扱う。  
~~——原則として、期限（派出収納日の翌々営業日午前中）までに対応する（当該期限に間に合わない場合には、速やかに対応する。）。~~

<代理店の対応>

- 月末に歳入金等の派出収納が発生した場合、「国庫金勘定事務」－「諸報告」－「国庫金受払集計報告（代理店直扱分）」の画面を印刷し、上部余白に「前月分」と記載したうえ当該計数を記入し、統轄店あて送付歳入金等受入証票を添付して郵送等によりOCR処理店の窓口に提出する（翌月分を含める形での入力を行わない）。

▼ 「国庫金勘定事務」－「諸報告」－「国庫金受払集計報告（代理店直扱分）」の画面コピー

前月分と記載する → 前月分

印刷 ヘルプ

3. 7. 1  
OO代理店

取扱いおよび代理店名を表示する。

ボールペンで記入する。

証票には別葉に作成した派出収納分の「歳入金等受入合計表」を添付する。

確認 キャンセル

項目		証票枚数 (振替を除く)	歳入金等金額	
現金	受 (110)	5	3,000,000	
	払 (158)			
項目		証票枚数		
歳入金等受入報告表作成分 (127)				
項目	現金受		現金払	
	証票枚数	金額	証票枚数	金額
公債利子支払資金				
主要食糧買入代金支払資金				
公債償還資金				

(4) 更正関係

イ、訂正・更正の取扱い

- 代理店における訂正および更正については、次のとおり取扱う。
  - ① 自店の誤りによる当日訂正および当日更正は、自店において入力・送信する。
    - 国庫内為替取引（他店口座）の場合には、自店から電話等により訂正・更正を行う旨等を速やかに当該他店に連絡する。
  - ② 自店の誤りによる後日訂正、後日更正および官庁請求による後日訂正、後日更正は、日本銀行業務局業務運行統括グループに連絡し、代行入力を依頼する。
    - 電話番号、メールアドレスおよびFAX番号は統合国庫記帳システム事務選択画面掲載の連絡先一覧を参照

1. 自店の誤りによる訂正・更正

区分	項目		取扱方法
当日	訂正	振替	振替書番号、余白記載事項、取扱官署、債主コード、納入告知書等番号（または整理番号）、添付書類の有無等 ・自店において次の手順により入力・送信 — 「国庫金勘定事務」 — 「更正等入力」 — 「取消・変更」 — 「振替」
		振替以外	小切手番号、証券受領の有無、取扱官署、債主コード、納入告知書等番号（または整理番号）、納入氏名等 ・自店において次の手順により入力・送信 — 「国庫金勘定事務」 — 「更正等入力」 — 「取消・変更」 — 「振替以外」
	更正	振替	金額、年度、所管、会計（計算科目）、取引官庁、事務処理区分 ・自店において次の手順により入力・送信 ①「国庫金勘定事務」 — 「更正等入力」 — 「取消・変更」 — 「振替」または「振替以外」（正当分なし）により対象取引を取消 ②正当分を「国庫金勘定事務」 — 「通常入力」により入力
		振替以外	金額、年度、所管、会計（計算科目）、取引官庁、事務処理区分 ・自店において次の手順により入力・送信 ①「国庫金勘定事務」 — 「更正等入力」 — 「取消・変更」 — 「振替」または「振替以外」（正当分なし）により対象取引を取消 ②正当分を「国庫金勘定事務」 — 「通常入力」により入力
	国庫内為替取引（他店口座、証券不渡）		・自店から電話等により訂正・更正を行う旨等を速やかに当該他店に連絡（返納金戻入れ＜会計センター分＞を除く）
	国庫金受払集計報告（代理店扱分）		・自店において次の手順により入力・送信 — 「国庫金勘定事務」 — 「更正等入力」 — 「国庫金受払集計報告（代理店直扱分）」（P49 参照）
支払未済額（小切手振出済通知書）		●日本銀行業務局業務運行統括グループに訂正入力を依頼 — 上記部署に連絡し、小切手振出済通知書（写）、入力結果確認表（写）を日本銀行業務オンラインにより電子メールまたはFAX送付（注1）。	
後日	訂正	振替	当日訂正と同じ ●日本銀行業務局業務運行統括グループに連絡し、その指示により取扱う
		振替以外	当日訂正と同じ ●日本銀行業務局業務運行統括グループに連絡し、その指示により取扱う
	更正	振替	当日更正と同じ ●日本銀行業務局業務運行統括グループに連絡し、その指示により取扱う
		振替以外	当日更正と同じ ●日本銀行業務局業務運行統括グループに連絡し、その指示により取扱う
	証券不渡（受入取消）		●日本銀行業務局業務運行統括グループに代行入力を依頼 — 上記部署に連絡し、国庫金組替書（写）、当該受入証票（写）を日本銀行業務オンラインにより電子メールまたはFAX送付（注1）。
	国庫内為替取引（他店口座）		●日本銀行業務局業務運行統括グループから更正を行う旨等を当該他店に連絡（返納金戻入れ＜会計センター分＞を除く）
国庫金受払集計報告（代理店扱分）		●所属統轄店に連絡し、訂正入力を依頼（P49 の2 参照）	
支払未済額（小切手振出済通知書）		●日本銀行業務局業務運行統括グループに訂正入力を依頼 — 上記部署に連絡し、小切手振出済通知書（写）、入力結果確認表（写）を日本銀行業務オンラインにより電子メールまたはFAX送付（注1）。	

○ 自店の誤りによる「振替歳入（歳入金等の誤計理）」の後日更正（注2）

後日	更正	振替歳入（振替先の誤入力）	●日本銀行業務局業務運行統括グループに連絡し、その指示により取扱う
----	----	---------------	-----------------------------------

(注) 統合国庫記帳システムへの入力は正当だが、集計表の誤作成があった場合には、集計表を再作成し差替える。

(注1) 送付後、日本銀行業務局業務運行統括グループに対し、送付後速やかに電話連絡を行う。

(注2) 統合国庫記帳システムへの入力は正当だが、集計表の誤作成があった場合には、集計表を再作成し差替える。

(注3) 訂正項目が小切手の振出日、国庫金振替書の発行日または国庫金振替書の余白記載事項の訂正のみにとどまる場合には、訂正済通知書の作成等を行い、代行入力の依頼は行わない。

(注4) 当該他店が日本銀行本支店の場合には日本銀行業務オンラインにより、当該他店が代理店の場合にはファクシミリにより、送付を受ける。

2. 官庁請求による後日訂正、後日更正（官庁から訂正請求書の提出を受けた場合）（注3）

区分	項目		取扱方法
後日	訂正	振替	振替書番号 納入告知書等番号 ●日本銀行業務局業務運行統括グループに代行入力を依頼 — 上記部署に連絡し、訂正請求書（写）を日本銀行業務オンラインにより電子メールまたはFAX送付（注1）。
		振替以外	小切手番号 納入告知書等番号 納入氏名等
	更正	振替	●日本銀行業務局業務運行統括グループに代行入力を依頼 — 上記部署に連絡し、訂正請求書（写）、更正入力票（写）を日本銀行業務オンラインにより電子メールまたはFAX送付（注1）。
振替以外		●日本銀行業務局業務運行統括グループに代行入力を依頼 — 上記部署に連絡し、訂正請求書（写）、訂正請求書（写）を日本銀行業務オンラインにより電子メールまたはFAX送付（注1）。	
他店を受付店とする国庫内為替取引（自店口座）		●日本銀行業務局業務運行統括グループに代行入力を依頼 — 上記部署に連絡し、訂正請求書（写）を日本銀行業務オンラインにより電子メールまたはFAX送付（注1）（証票（写）は当該他店から電子メールまたはFAX送付を受ける（注4））（注1）。	

— (注) 訂正項目が小切手の振出日、国庫金振替書の発行日または国庫金振替書の余白記載事項の訂正のみにとどまる場合には、訂正済通知書の作成等を行い、代行入力の依頼は行わない。

○ 官庁請求による「返納金戻入れ（会計センター分）」の訂正・更正

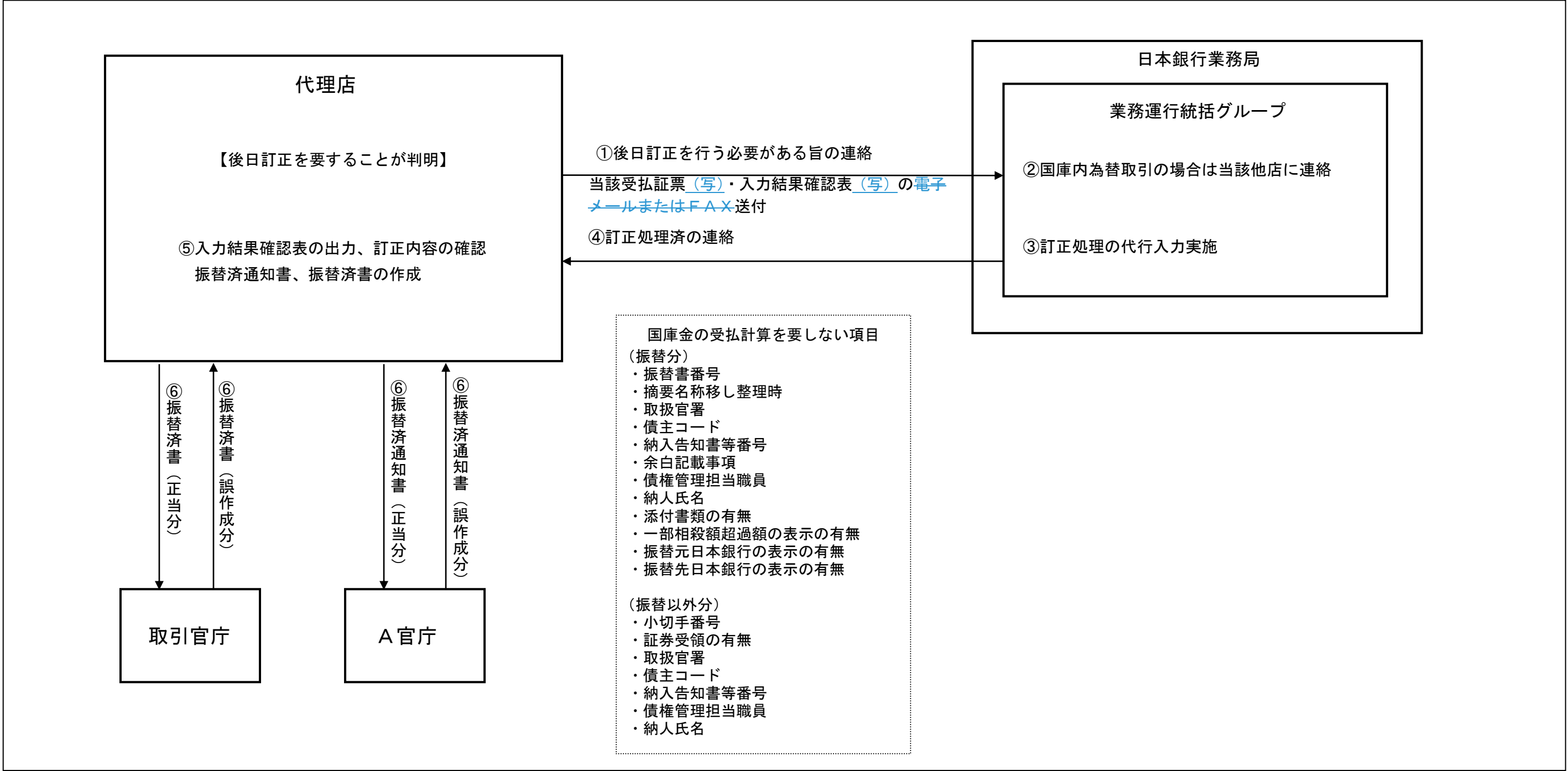
当日	入力の前	返納金戻入れ（会計センター分） — 返納金納入告知書、返納金納付書の記載事項	・自店において訂正請求書と受入書類により入力・送信 — 官署支出官から訂正請求書が提出。
後日	訂正 更正	返納金戻入れ（会計センター分）	●日本銀行業務局国庫業務グループが取引店として訂正・更正を実施 — 上記部署からの依頼により当該証票（写）を日本銀行業務オンラインにより電子メールまたはFAX送付。

○ 官庁請求による「歳入金等」の後日更正（統合国庫記帳システムに入力しないもの）

後日	更正	歳入金 国税収納金整理資金受入金	●所属統轄店の指示に従う — 訂正請求書等に日付、代理店名を記入のうえ、所属統轄店に連絡し指示を受ける。
----	----	---------------------	---

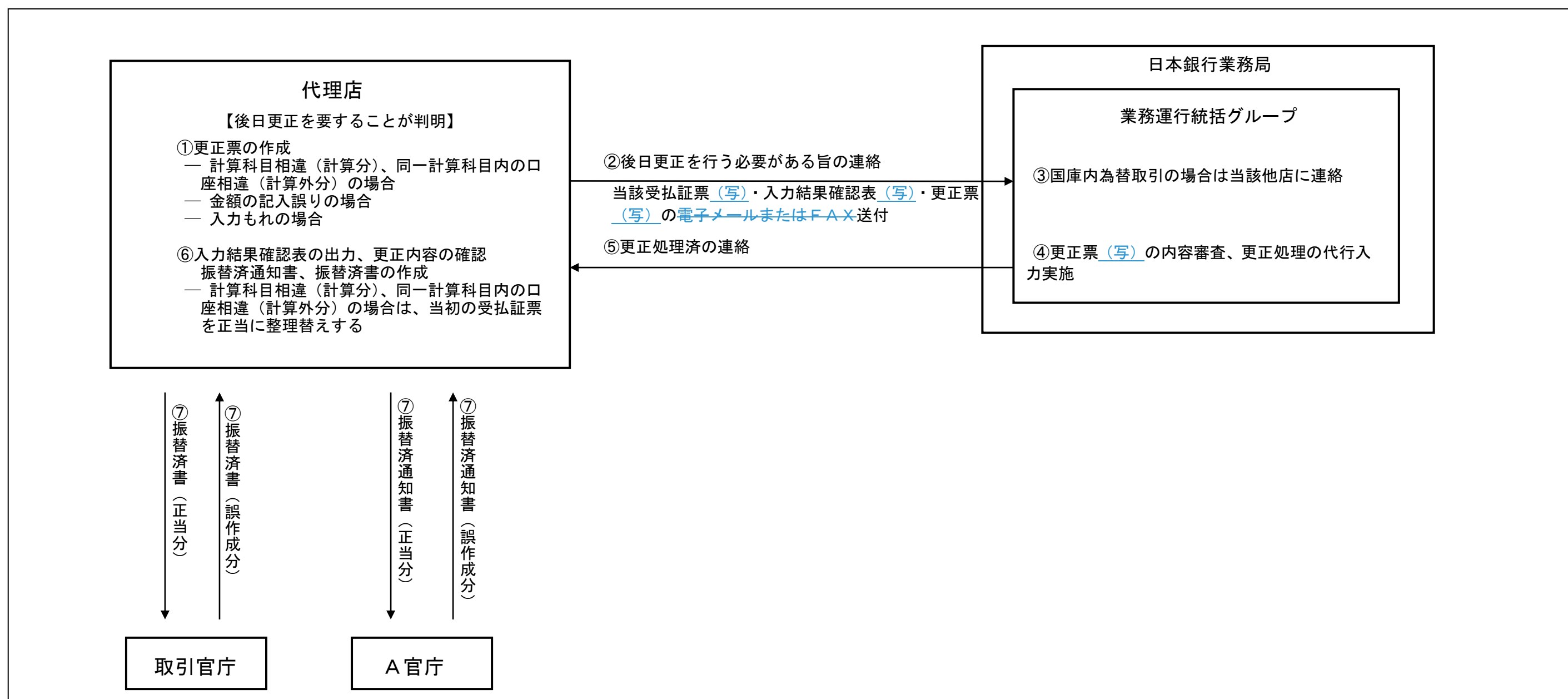
ハ、 自店の誤りによる後日訂正（返納金戻入れ<会計センター分>を除く）

- 代理店が入力・送信を行った後日において国庫金の受払計算を要しない項目に誤りのあることが判明した場合は、次のとおり取扱う（後日訂正は日本銀行業務局業務運行統括グループが代行入力を行う）。
  - ① 後日における訂正を行う必要がある場合には、予め日本銀行業務局業務運行統括グループにその旨連絡したうえ、当該取引にかかる受払証票（写）および入力結果確認表（写）を日本銀行業務オンラインにより電子メールまたはFAXにより送付する（送付後速やかに電話連絡を行う）。
  - ② 日本銀行業務局業務運行統括グループは、当該受払証票（写）および入力結果確認表（写）により訂正の代行入力・送信を行い、代理店にその旨連絡する。
    - 国庫内為替取引の訂正を行う場合には、日本銀行業務局業務運行統括グループが当該他店にその旨および当初の振替済通知書の破棄（送付済のものは回収）、訂正後の振替済通知書の作成・送付について連絡したうえで行う（当該他店の「国庫金勘定事務」－「ホーム」画面には国庫内為替および振替済通知書の受信状況が「あり」と表示されない）。
  - ③ 日本銀行業務局業務運行統括グループから訂正処理済の連絡を受けた場合には、入力結果確認表を出力し、訂正内容に誤りのないことを確認するとともに、必要があるときは振替済書または振替済通知書を出力し、官庁に送付、差替えを行う。



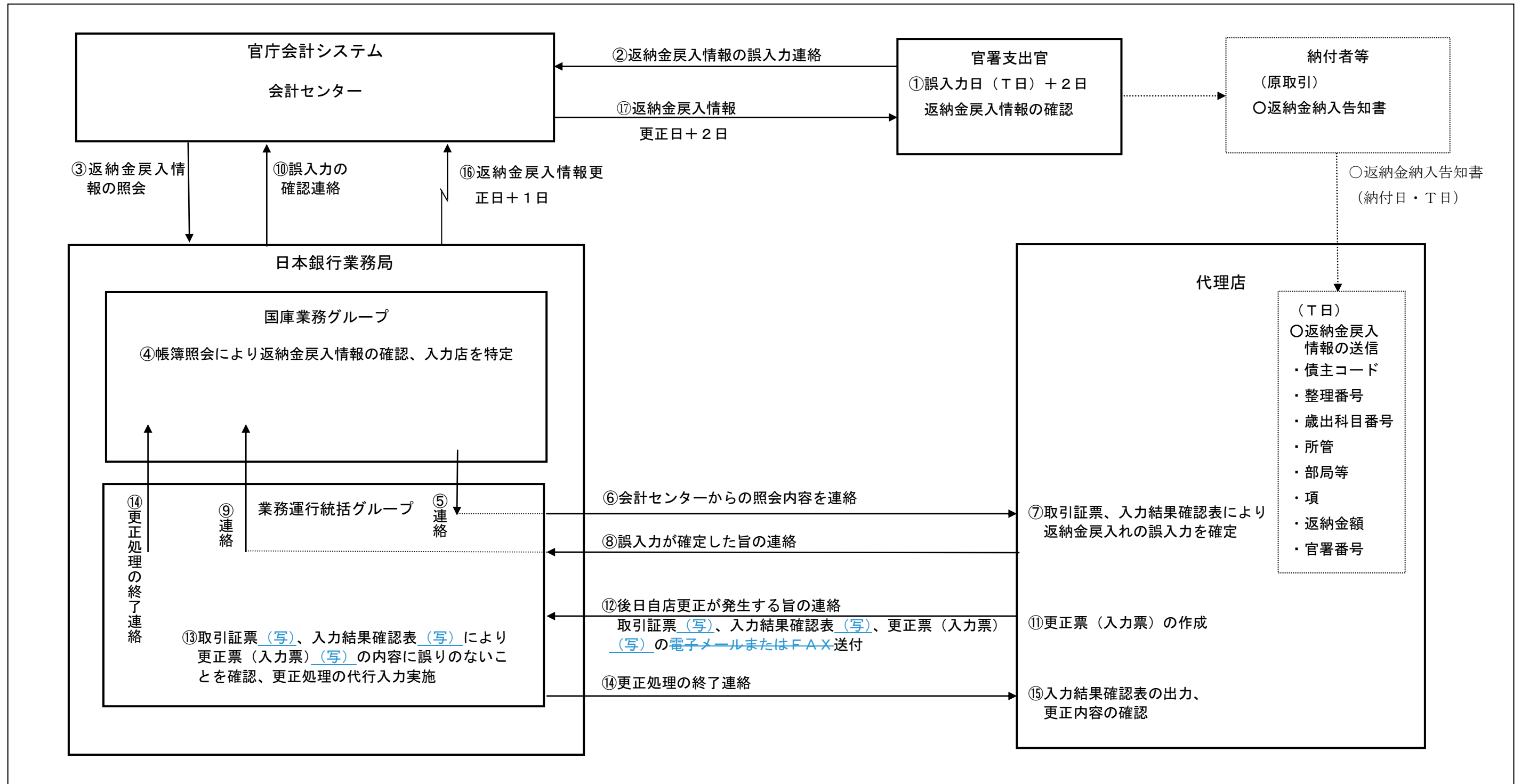
## 二、 自店の誤りによる後日更正（返納金戻入れ＜会計センター分＞を除く）

- 代理店が入力・送信を行った後日において、取引内容の誤りまたは入力もれが判明した場合は、次のとおり取扱う（後日更正は日本銀行業務局業務運行統括グループが代行入力を行う）。
  - ① 後日において、取引内容のうち入力資料の金額もしくは口座と異なる入力、入力資料の金額もしくは口座の誤りに基づく入力または入力もれが判明した場合には、予め日本銀行業務局業務運行統括グループにその旨連絡したうえで、更正票（写）を作成し、当該受払証票（写）、入力結果確認表（写）とともに日本銀行業務オンラインにより電子メールまたはFAXにより送付する（送付後速やかに電話連絡を行う）。
  - ② 日本銀行業務局業務運行統括グループは、当該受払証票（写）、入力結果確認表（写）により更正票（写）の内容を審査し、更正の代行入力・送信を行い、代理店にその旨連絡する。
    - 国庫内為替取引の更正を行う場合には、日本銀行業務局業務運行統括グループが当該他店にその旨および当初の振替済通知書の破棄（送付済のものは回収）、更正後の振替済通知書の作成・送付について連絡したうえで行う。
  - ③ 日本銀行業務局業務運行統括グループから更正処理済の連絡を受けた場合には、入力結果確認表を出力し、更正内容に誤りのないことを確認するとともに、必要があるときは振替済書または振替済通知書を出力し、官庁に送付、差替えを行う。



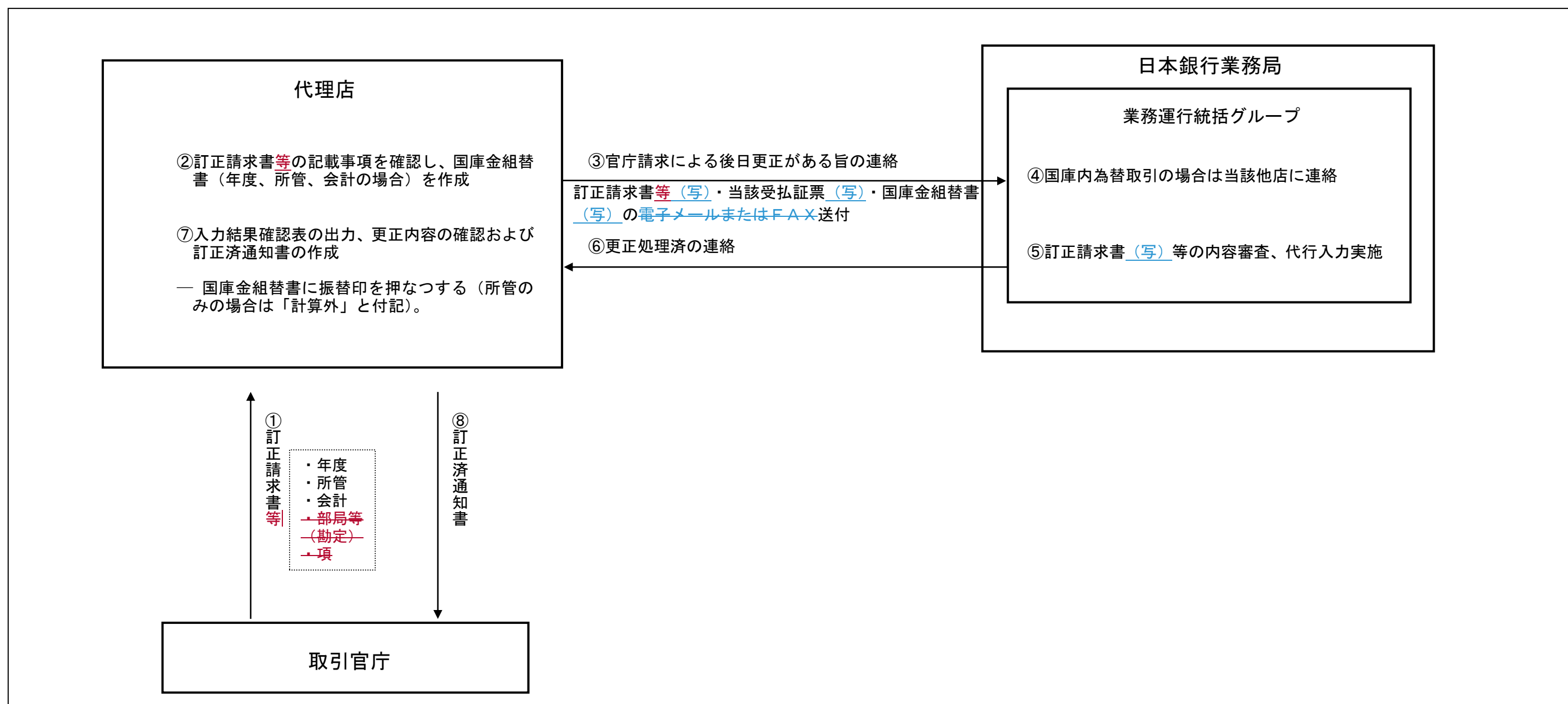
ホ、 自店の誤りによる後日更正（「返納金戻入れ」＜会計センター分＞）

- 代理店が入力・送信を行った後日において「返納金戻入れ」（会計センター分）の誤入力が発見された場合は次のとおり取扱う（後日更正は日本銀行業務局業務運行統括グループが代行入力を行う）。
  - ① 日本銀行業務局国庫業務グループは、会計センターから「返納金戻入れ」（会計センター分）の誤入力に関する照会があった場合には、「帳簿照会」により当該「返納金戻入れ」のデータ内容の確認および入力店の特定を行い、その内容の連絡を受けた同局業務運行統括グループが照会内容を当該入力店に連絡する。
  - ② 入力店は、「取引証票」および「入力結果確認表」により当該「返納金戻入れ」の誤入力が発見された場合は、「更正票」を作成し、日本銀行業務局業務運行統括グループに後日自店更正が発生する旨を事前に連絡したうえで、「取引証票」（写）、「入力結果確認表」（写）および「更正票」（写）を日本銀行業務オンラインにより電子メールまたはFAXにより送付する（送付後速やかに電話連絡を行う）。
  - ③ 日本銀行業務局業務運行統括グループは、入力店から送付された関係証票 （写） により、「更正票」（写） の内容に誤りのないことを確認のうえ更正の代行入力を行い、国庫業務グループおよび入力店にその旨連絡する。
  - ④ 入力店は、日本銀行業務局業務運行統括グループから更正処理済の連絡を受けた場合には、入力結果確認表を出力し、更正内容に誤りのないことを確認する。



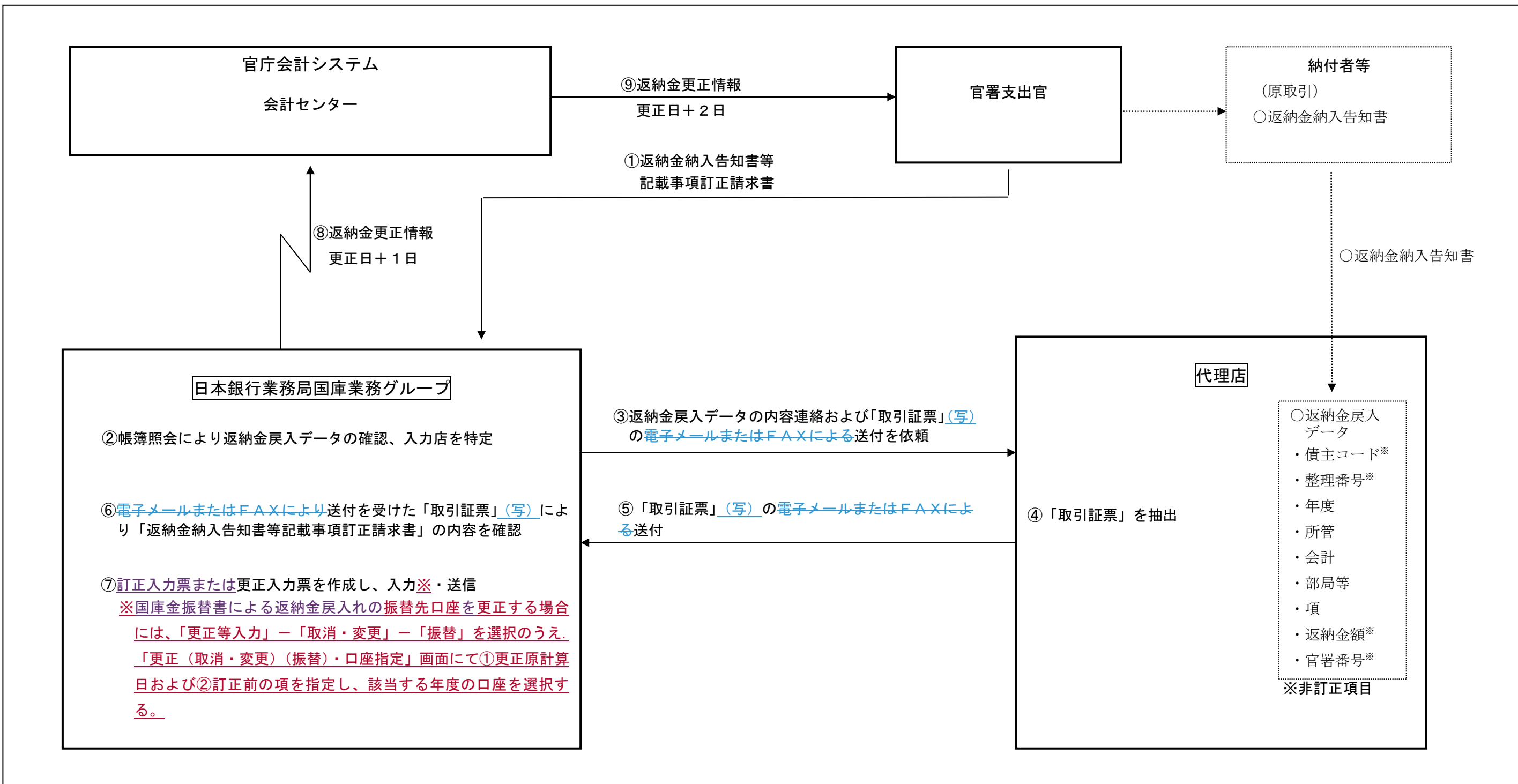
ト、官庁請求による後日更正（「返納金戻入れ」＜会計センター分＞を除く）

- 代理店が入力・送信を行った後日において、取引官庁から訂正請求書の提出を受けた場合は、次のとおり取扱う（官庁請求の後日更正は日本銀行業務局業務運行統括グループが代行入力を行う）。
  - ① 取引官庁から小切手、国庫金振替書、返納金納入告知書（預託金返納金分）、返納金納付書（預託金返納金分）の年度、所管、会計、~~部局等~~（または勘定）、項について、訂正請求書、返納金口座更正請求書の提出を受けた場合は、訂正請求書等の記載事項が受払証票と一致していることを確認し、国庫金組替書を作成（年度、所管、会計の場合、訂正請求書の代用可）のうえ、予め日本銀行業務局業務運行統括グループにその旨連絡するとともに、訂正請求書（写）または返納金口座更正請求書（写）、当該受払証票（写）および国庫金組替書（写）を日本銀行業務オンライン電子メールまたはFAXにより送付する（送付後速やかに電話連絡を行う。）。
  - ② 日本銀行業務局業務運行統括グループは、訂正請求書（写）または返納金口座更正請求書（写）、当該受払証票（写）および国庫金組替書（写）の内容を審査し、更正の代行入力を行ったうえ、代理店にその旨連絡する。  
 —— 国庫内為替取引の更正を行う場合には、日本銀行業務局業務運行統括グループが当該他店にその旨を連絡したうえで行う。
  - ③ 日本銀行業務局業務運行統括グループから更正処理済の連絡を受けた場合には、当該入力結果確認表を出力し、更正内容に誤りのないことを確認するとともに、訂正済通知書を取引官庁に送付する。



チ、官署支出官請求による後日更正（「返納金戻入れ」＜会計センター分＞）

- 「返納金戻入れ」（会計センター分）の後日更正処理は、次のとおり取扱う（会計センター分の官庁請求による後日更正は日本銀行業務局国庫業務グループが行う）。
  - ① 日本銀行業務局国庫業務グループは、官署支出官から「返納金納入告知書等記載事項訂正請求書」による訂正請求を受けた場合は、「帳簿照会」により当該「返納金戻入れ」のデータ内容の確認および入力店の特定を行い、当該入力店に「取引証票」(写)の電子メールまたはFAXによる送付を依頼する。
  - ② 入力店は、「取引証票」(写)を日本銀行業務局国庫業務グループに日本銀行業務オンラインにより電子メールまたはFAXにより送付する。また、送付後、同グループに対し、送付後速やかに電話連絡を行う。
  - ③ 日本銀行業務局国庫業務グループは、入力店から電子メールまたはFAXにより送付を受けた「取引証票」(写)により「返納金納入告知書等記載事項訂正請求書」の内容に誤りのないことを確認したうえ、訂正入力票または更正入力票を作成し、入力・送信する。  
 —— 日本銀行業務局国庫業務グループの電話番号、メールアドレスおよびFAX番号は統合国庫記帳システム事務選択画面掲載の連絡先一覧を参照



ロ、「取引関係通知書」等の取扱い

● 取引担当官から「取引関係通知書」または「取引関係通知書の記載事項変更通知」等の提出（官印のない事前提出の通知でも可）等を受けた場合には、次のとおり取扱う。

(1) 取引開始、取引廃止、名称変更等

○ 取引担当官から、「取引関係通知書」等（①政府有価証券の取引に関するものを含む。②本官の異動に関するものを除く。③代理官\*に関するものを除く。）または「取引関係通知書の記載事項変更通知」（庁名が変更された場合に限る）の提出（官印のない事前に受領した通知でも可\*\*）を受けた場合には、直ちに当該「通知書」の写を作成し、これを次の区分に従い補記（朱書き箇所）したうえで、予め日本銀行業務局事務統括グループに電話連絡して電子メールまたはFAX日本銀行業務オンライン（報告資料名は「官庁取引開廃関係書類」。誤って「取引開廃関連（事務統括担当部署／支店業務課あて）」を選択しないよう留意する。）により、日本銀行業務局事務統括グループに送付する（注）（電話番号、メールアドレスおよびFAX番号は統合国庫記帳システム事務選択画面掲載の連絡先一覧を参照）。

① 新規取引開始の場合（現に取引関係を有しない官庁または既に取引関係を有する官庁であって新たに供託振替国債の取扱いを開始する官庁の場合に限る）

：取引官庁名（フリガナ）、取引店コード、新規に取引を開始する旨、月計突合表送付部署の要項、当該官庁の上部組織の記載

② ①以外の場合（官庁との取引廃止に伴い残務承継官から提出を受ける場合を含む）：取引官庁名（フリガナ）、取引官庁コード、取引店コード

\* 本官との取引がなく、代理官からの取引関係通知書等を受領した場合の電子メールまたはFAXによる送付取扱いについては、日本銀行業務局事務統括グループへ照会してください。

\*\* 適用開始日に、官印が押なつされた取引関係通知書等の提出を受けた場合には、事前提出を受けたものと内容が相違していないことを確認する。なお、事前に提出を受けたものと内容が相違している場合には、直ちに日本銀行業務局事務統括グループに連絡のうえ、同通知書等の写を電子メールまたはFAX日本銀行業務オンラインにより送付する（注）（事前提出を受けたものと内容が相違していない場合には、同通知書等の写の送付は不要）。

（注）個人情報を含む書面のため、ファイルにはPWを付す。ただし、黒塗りするなどの方法で取引担当官の氏名が判別できないよう加工した場合には、この限りでない。

(2) 月計突合表の送付部署

○ 取引担当官から月計突合表（政府有価証券の月計突合表を含む）の送付部署の変更等に関する連絡を受けた場合には、直ちにその内容（取引官庁名、郵便番号、所在地、部署名、電話番号および適用開始日）を記載した適宜の通知を作成し、予め日本銀行業務局事務統括グループに対し電話連絡したうえで、当該「通知」を日本銀行業務オンライン（報告資料名は「官庁取引開廃関係書類」。誤って「取引開廃関連（事務統括担当部署／支店業務課あて）」を選択しないよう留意する。）電子メールまたはFAXにより、日本銀行業務局事務統括グループに送付する（電話番号、メールアドレスおよびFAX番号は統合国庫記帳システム事務選択画面掲載の連絡先一覧を参照）。また、歳入金等取扱庁（税務署等）の所在地等の変更がある場合には、電話等により所属統轄店に連絡する（電話番号等は統合国庫記帳シ）。

<新規取引開始の例>（現に取引関係を有しない官庁の場合に限る）

▼「取引関係通知書」の写への補記

**新規** 新規の旨を補記

第1号  
平成23年4月1日

取引店コード（7桁）を補記  
0123456  
日本銀行〇〇代理店 あて

官印のないものでも可（以下同じ）

分任資金前渡官吏  
陸上自衛隊第13旅団〇〇研修所  
1等陸尉 □□ □□ 印

取引官庁名を「」で括り、フリガナを付す

取引関係通知書 数字についても、フリガナを付す

リクジョウジエイタイ ダイジュウサン)ヨダン 〇〇ケンシュウシヨ

「陸上自衛隊 第13旅団 〇〇研修所」1等陸尉□□ □□は、本日付けをもって、貴店との間に現金の預託に関する取引を開始するので通知します。

「所」のフリガナについては、「シヨ」と「ジヨ」の確認をお願いします

（理由 新設）  
（附記）

月計突合表送付部署の要項を補記

部署名の登録を希望する場合には、記載してください

上部組織を記載してください。  
— 陸上自衛隊の場合には、「陸上自衛隊〇〇方面総監部」となります

〒765-4321  
××市××1-2 (××ビル)  
会計係  
TEL 0987-65-4321  
陸上自衛隊〇〇方面総監部

日本銀行〇〇代理店受付  
平成23年4月1日

<名称変更の例>

▼「取引関係通知書の記載事項変更通知」の写への補記

取引店コード（7桁）を補記  
0123456  
日本銀行〇〇代理店 あて

第3号  
平成23年4月1日

あらかじめ旧官職名、旧印により通知を受けてもよい。この場合には、本文中「本日付け」とある箇所は「〇月〇日付け」と記載される

資金前渡官吏  
〇〇地方裁判所〇〇支部  
裁判所事務官 □□ □□ 印

取引関係通知書の記載事項変更通知

本日付けをもって、下記のとおり庁名を変更するので添えて通知します。

取引官庁コード（8桁）を補記  
00333333

「所」のフリガナについては、「シヨ」と「ジヨ」の確認をお願いします

取引官庁名を「」で括り、フリガナを付す

新 資金前渡官吏  
〇〇チホウサイバンシヨ 〇〇シブ  
「〇〇地方裁判所〇〇支部」裁判所事務官 □□ □□

旧 資金前渡官吏  
〇〇地方裁判所××支部 裁判所事務官 □□ □□

同一人物

月計突合表送付部署の変更と庁名変更を同時に行う場合には、当該通知に月計突合表送付部署の要項を補記

日本銀行〇〇代理店受付  
平成23年4月1日

<名称変更および取引担当官の交替の例>

▼「取引関係通知書」の写への補記

取引店コード（7桁）を補記  
0123456  
日本銀行〇〇代理店 あて

第1号  
平成23年4月1日

資金前渡官吏  
〇〇研修所  
経理係長 □□ □□ 印

取引官庁コード（8桁）を補記  
00333333

「所」のフリガナについては、「シヨ」と「ジヨ」の確認をお願いします

後任者の官職（変更後）・氏名を記載

取引関係通知書

「〇〇研修所」経理係長□□ □□は、本日付けをもって、貴店との間に現金の預託に関する取引を開始するので通知します。

取引官庁名を「」で括り、フリガナを付す

（理由 異動および庁名変更）  
（附記） △△△△研修所 次長 ×× ××

「異動および庁名変更」と記載

前任者の官職（変更前）・氏名を記載（資格は不要）

月計突合表送付部署の変更と庁名変更を同時に行う場合には、当該通知に月計突合表送付部署の要項を補記

日本銀行〇〇代理店受付  
平成23年4月1日



<廃止・本日付廃止の例> (残務承継官が設けられない場合)

▼「取引関係通知書」の写への補記

第1号  
平成23年4月1日

取引店コード(7桁)を補記  
0123456  
日本銀行〇〇代理店 あて

取引官庁コード(8桁)を補記  
00333333  
〇〇ケンシュウシヨ

取引官庁名を「」で括り、フリガナを付す

取引関係通知書

「〇〇研修所」 経理係長〇〇 〇〇は、本日付けをもって、貴店との間に現金の預託に関する取引を終止するので通知します。

(理由 廃止)  
(附記)

日本銀行〇〇代理店受付  
平成23年4月1日

<廃止・本日限り廃止の例> (残務承継官が設けられない場合)

▼「取引関係通知書」の写への補記

第1号  
平成23年3月31日

取引店コード(7桁)を補記  
0123456  
日本銀行〇〇代理店 あて

取引官庁コード(8桁)を補記  
00333333

取引官庁名を「」で括り、フリガナを付す

取引関係通知書

「陸上自衛隊 第13旅団 〇〇演習部隊」 1等陸尉〇〇 〇〇は、本日限りで、貴店との間に現金の預託に関する取引を終止するので通知します。

(理由 廃止)

(注意) 陸上自衛隊演習部隊の分任資金前渡官吏が、平成23年4月1日(金)に当該部隊撤収のため、最終取引日(営業日)の平成23年3月31日(木)に取引廃止の手続を行うケース

日本銀行〇〇代理店受付  
平成23年3月31日

<廃止の例> (残務承継官が設けられる場合)

▼「取引関係通知書」の写への補記

平成23年4月1日

取引店コード(7桁)を補記  
0123456  
日本銀行〇〇代理店 あて

取引官庁コード(8桁)を補記  
00333333  
〇〇ノウセイキョク〇〇ジムシヨ  
ザンムシヨウケイ 〇〇ノウセイキョク

取引官庁名を「」で括り、フリガナを付す(承継先の取引官庁名を含む)

取引関係通知書

〇〇農政局 〇〇事務局  
残務承継資金前渡官吏  
〇〇農政局  
経理係長 〇〇 〇〇 印

〇〇農政局 経理係長〇〇 〇〇は、本日付けをもって、貴店との間に現金の預託に関する取引を開始するので通知します。

(理由 廃止に伴う残務承継)  
(附記) 取引を終止する本官  
〇〇農政局 〇〇事務局  
総務課長 △△△△

月計突合表送付部署の要項を補記

〒765-4321  
××市××1-2(××合同庁舎)  
会計課  
TEL 0987-65-4321

取引関係通知書の作成日付が月初の場合で、前月分の月計突合表から、残務承継官に送付するときは、「3月分から変更」と記載してください

日本銀行〇〇代理店受付  
平成23年4月1日

<供託振替国債：新規取引開始の例>

▼「供託振替国債口座開設等依頼書」の写への補記

新規 新規の旨を補記  
第1号  
平成23年4月1日

取引店コード(7桁)を補記  
0123456  
日本銀行〇〇代理店 あて

取引官庁名を「」で括り、フリガナを付す

〇〇チホウハウムキョク〇〇シキョク  
「〇〇地方法務局〇〇支局」  
取扱主任官  
供託官 〇〇 〇〇 印

供託振替国債口座開設等依頼書

供託官〇〇 〇〇は、振替国債を供託有価証券として取り扱うため、供託振替国債に係る口座の開設等を依頼します。

(依頼内容) 口座の開設  
(理由) 新規  
(付記)

月計突合表送付部署の要項を補記

〒765-4321  
××市××1-2(××合同庁舎)  
供託課  
TEL 0987-65-4321

部署名の登録を希望する場合には、記載してください

日本銀行〇〇代理店受付  
平成23年4月1日

<供託振替国債：廃止の例>

▼「供託振替国債口座開設等依頼書」の写への補記

第1号  
平成23年4月1日

取引店コード(7桁)を補記  
0123456  
日本銀行〇〇代理店 あて

取引官庁コード(8桁)を補記  
10133333

取引官庁名を「」で括り、フリガナを付す

〇〇チホウハウムキョク〇〇シキョク  
「〇〇地方法務局〇〇支局」  
取扱主任官  
供託官 〇〇 〇〇 印

供託振替国債口座開設等依頼書

供託官〇〇 〇〇は、振替国債を供託有価証券として取り扱うため、供託振替国債に係る口座の開設等を依頼します。

(依頼内容) 口座の廃止  
(理由) 廃止  
(付記)

取引種類が複数ある場合は、取引種類ごとに内容(郵便番号、所在地、部署名、電話番号)が分かるように(同一の場合はその旨を)記載

日本銀行〇〇代理店受付  
平成23年4月1日

<月計突合表送付部署変更の例>

▼「月計突合表送付部署に関する変更通知」

平成23年3月18日

取引店コード(7桁)を記載  
0123456  
〇〇代理店

取引官庁コード(8桁)を補記  
00333333

月計突合表送付部署に関する変更通知

- 取引官庁 〇〇地方裁判所
- 郵便番号 123-4567
- 所在地 〇〇市〇〇10-10××合同庁舎
- 部署名 預託金：庶務課  
保管金：管理課
- 電話番号 預託金：123-456-7890  
保管金：123-456-1234
- 適用開始日 23年4月1日

「郡」の場合には、都道府県名を記入  
・丁目、番地(街区符号および住居番号を含む)は数字のみで表示し「-」で結ぶ

休日、過去日付を適用開始日とすることはできません

以上

#### 4. ユーザーID関係

(1) 「統合国庫記帳システムのユーザーID登録等依頼書（代理店・代理店本部用）」の日本銀行業務局事務統括グループへの送付（記入例はP85、86を参照）

・「統合国庫記帳システムのユーザーID登録等依頼書（代理店・代理店本部用）」の日本銀行業務局事務統括グループへの送付は、**郵送または電子メール日本銀行業務オンライン**により行うこと。また、原則として、登録・代行入力権限の変更については登録または変更希望日（適用開始希望日）の5営業日前までに、抹消については抹消希望日（適用開始希望日）の前営業日午後1時まで**到着送付**するようにすること。

・上記の期限までに送付できない場合で緊急にユーザーIDの登録等を行う必要がある場合に限り、予め日本銀行業務局事務統括グループに連絡のうえ、緊急分として**電子メールまたはFAX日本銀行業務オンライン**により送付することができる（極力午前中に送付してください）。この場合、適用開始希望日は原則翌営業日以降とし、例外的に当日の業務に支障が生じるときは依頼日当日とすることができる。

~~・電子メールにより送付する場合には宛先等を以下のとおりとすること。~~

~~宛先：post.od13@boj.or.jp~~

~~題名：①緊急分の有無（緊急の場合は「【緊急】」と表示、通常の場合は表示なし）~~

~~②代理店名（代理店本部が送付する場合には金融機関本部名）~~

~~③共通タイトル（「ユーザーID依頼書」）~~

~~④依頼内容~~

~~⑤送付通数~~

~~<例> ① ② ③ ④ ⑤~~

~~・【緊急】（〇〇代理店）ユーザーID依頼書（代行入力権限変更：1通）~~

~~・（△△代理店）ユーザーID依頼書（登録：2通、抹消：1通、初期化：1通）~~

~~メール本文：担当者の氏名、電話番号、ファクシミリ番号、住所（処理済通知等の送付先）を記載~~

~~・郵送により送付する場合には宛先を以下のとおりとすること。~~

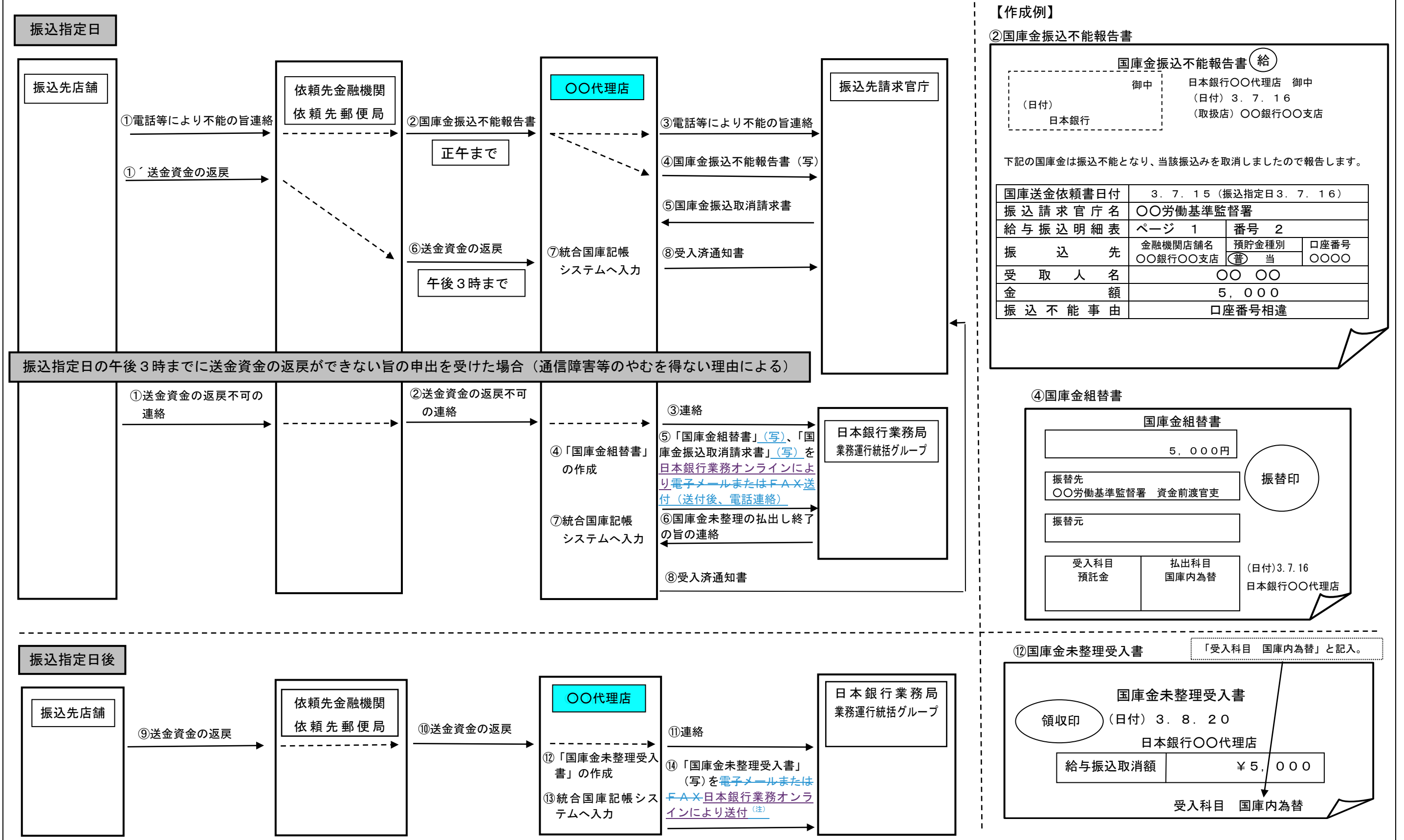
~~〒103-8660~~

~~日本郵便株式会社日本橋郵便局私書箱30号~~

~~日本銀行業務局統括課事務統括グループ（維持管理事務取扱部署）あて~~

追補(6) 国家公務員給与振込事務における振込不能発生時の対応

- 依頼先金融機関（自店）または依頼先郵便局から、振込指定日当日に振込不能の連絡を受けた場合は、次のとおり取扱う。
- ① 振込指定日の午後3時までに送金資金の返戻ができない旨の申出を受けた場合は、日本銀行業務局業務運行統括グループに連絡し、その指示により取扱う（電話番号は統合国庫記帳システム事務選択画面掲載の連絡先一覧を参照）。
- ② 振込指定日後に送金資金の返戻を受けた場合は、日本銀行業務局業務運行統括グループに連絡し、その指示により取扱う。



【作成例】

②国庫金振込不能報告書

国庫金振込不能報告書(給)

御中 日本銀行〇〇代理店 御中  
(日付) 3. 7. 16  
日本銀行 (取扱店) 〇〇銀行〇〇支店

下記の国庫金は振込不能となり、当該振込みを取消しましたので報告します。

国庫送金依頼書日付	3. 7. 15 (振込指定日 3. 7. 16)		
振込請求官庁名	〇〇労働基準監督署		
給与振込明細表	ページ 1	番号 2	
振込先	金融機関店舗名 〇〇銀行〇〇支店	預貯金種別 (普) 当	口座番号 〇〇〇〇
受取人名	〇〇 〇〇		
金額	5, 000		
振込不能事由	口座番号相違		

④国庫金組替書

国庫金組替書

5, 000円

振替先  
〇〇労働基準監督署 資金前渡官吏

振替元

受入科目 預託金 | 払出科目 国庫内為替 (日付) 3. 7. 16  
日本銀行〇〇代理店

振替印

⑫国庫金未整理受入書 「受入科目 国庫内為替」と記入。

国庫金未整理受入書

領収印 (日付) 3. 8. 20  
日本銀行〇〇代理店

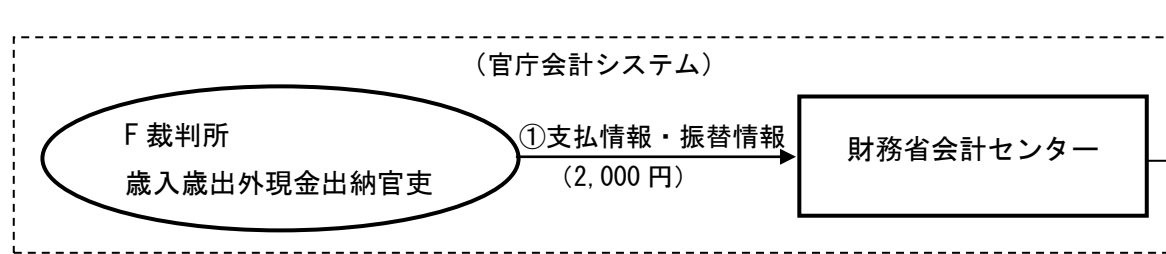
給与振込取消額 ¥ 5, 000

受入科目 国庫内為替

- 保管金もしくは供託金の口座を有する歳入歳出外現金出納官吏または自店に特別調達資金口座を有する分任特別調達資金会計官等が、官庁会計システムにより指図した支払情報(振替情報)の国庫内振替事務は、次のとおり取扱う。
  - 支払情報による払出分が保管金内訳帳、特別調達資金内訳帳の当該口座に記帳された場合には、「国庫金勘定事務」－「ホーム」画面の「国庫内為替」の受信状況が「なし」から「あり」に変わるので、入力終了の送信までに「口座別受払残高一覧」を出力する。
  - 振替情報による受入分が保管金内訳帳、特別調達資金内訳帳の当該口座に記帳された場合には、「国庫金勘定事務」－「ホーム」画面の「国庫内為替」および「振替済通知書」の受信状況が「なし」から「あり」に変わるので、入力終了の送信までに「振替済通知書」および「口座別受払残高一覧」を出力する。

<例>

振替…… E代理店に保管金口座を有するF裁判所の歳入歳出外現金出納官吏が「支払情報・振替情報(通常払): 2,000円、振替書番号 9876、送金等番号: 01234567A8901234」によりG代理店にあるH裁判所の保管金口座に振替えたケース



【受入記帳分】歳入歳出外現金出納官吏から、「国庫金振替の番号」欄に16桁の番号(冒頭から9桁目が「A」のもの)が記入されている「国庫金振替訂正請求書」の提出を受けたときは、発行官庁の記名、印影が届出の印鑑票と一致することを確認し、同請求書(写)を、日本銀行業務局業務運行統括グループに事前連絡のうえ、電子メールまたはFAX日本銀行業務オンラインにより送付(適宜の送付書を添付)する(適宜の送付書を添付するほか、送付後速やかに、同グループに電話連絡を行う)。また、本書は上部余白に「再報分」と記入したうえ同グループに郵送により提出送付する。

<E代理店>

▼ 「国庫金勘定事務」－「ホーム」画面

<p>国庫金勘定</p> <p>日付:平成〇〇年〇月〇日 ユーザーID: X001 ユーザー氏名: XXXX</p> <p>－ホーム ＋通常入力 －支払未済額 ＋諸報告 ＋更正等入力 ＋帳簿照会 ＋計表照会 －入力終了 －入力終了取消 －事務選択画面(戻る)</p>	<p>ホーム</p> <p>○国庫内為替受信状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫内為替 … あり</li> <li>・振替済通知書 … なし</li> </ul>
---	--

「国庫内為替」の受信状況が「なし」から「あり」に変わるので、入力終了の送信までに「口座別受払残高一覧」を出力する。

歳出金集中払等システム

日本銀行本店

②振替データ

統合国庫記帳システム

③E代理店の保管金内訳帳の「F裁判所」口座に自動払出記帳(午前10時30分頃までを目途)

明細番号	日付	入力店 小切手番号または 振替書番号	摘要	借(払出)	貸(受入)	残
1	20.4.1		旧帳から繰越		10,000	10,000
2	21.3.26	本店 振 9876		2,000		8,000

－ 払出額は振替書毎に記帳。

④G代理店の保管金内訳帳の「H裁判所」口座に自動受入記帳(午前10時30分頃までを目途)

明細番号	日付	入力店 小切手番号または 振替書番号	摘要	借(払出)	貸(受入)	残
1	20.4.1		旧帳から繰越		300,000	300,000
2	21.3.26	本店 送 01234567A8 901234	E代理店保管金F裁判所から		2,000	302,000

－ 受入額は個別明細毎に記帳。

「国庫内為替」および「振替済通知書」の受信状況が「なし」から「あり」に変わるので、入力終了の送信までに「振替済通知書」および「口座別受払残高一覧」を出力する。

<G代理店>

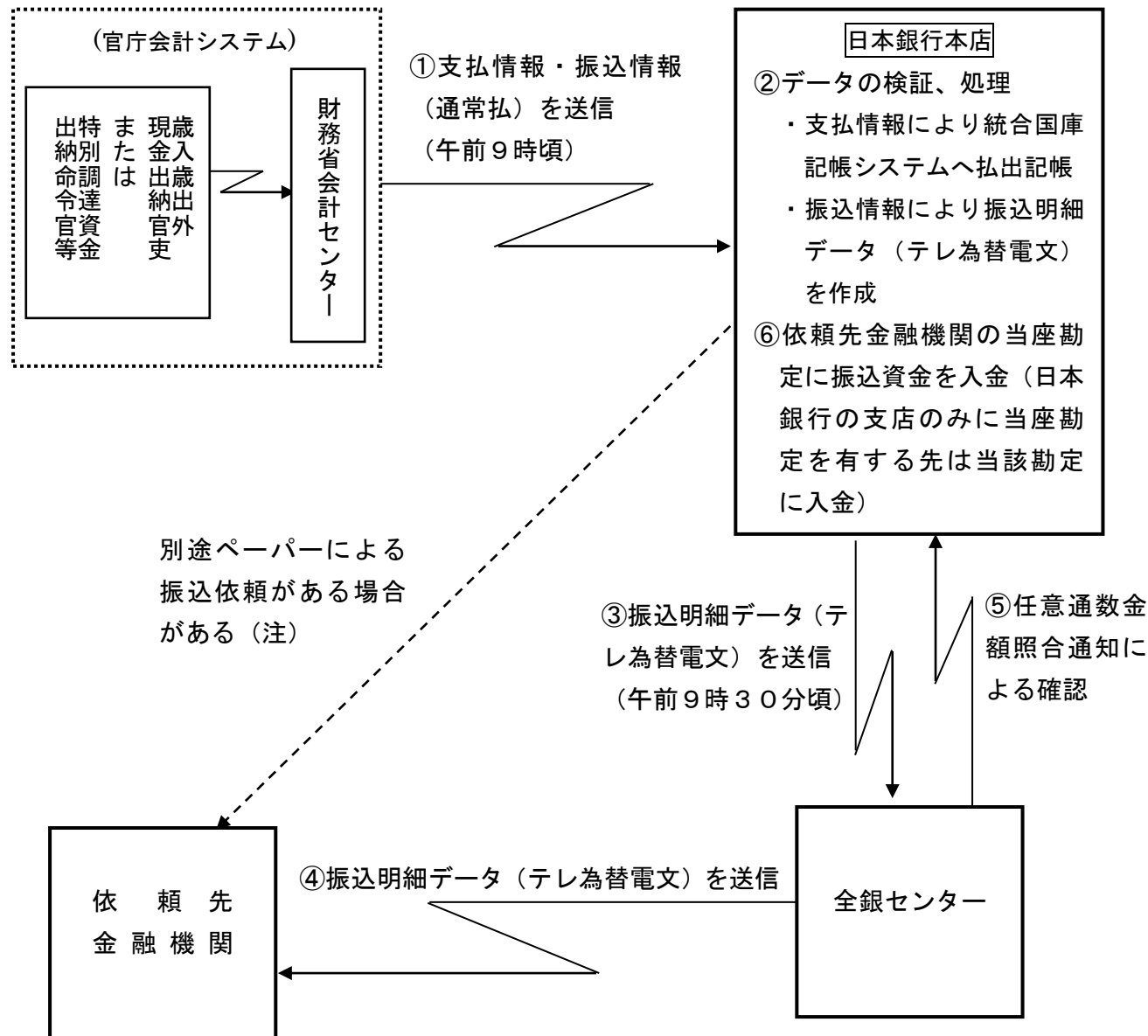
▼ 「国庫金勘定事務」－「ホーム」画面

<p>国庫金勘定</p> <p>日付:平成〇〇年〇月〇日 ユーザーID: X001 ユーザー氏名: XXXX</p> <p>－ホーム ＋通常入力 －支払未済額 ＋諸報告 ＋更正等入力 ＋帳簿照会 ＋計表照会 －入力終了 －入力終了取消 －事務選択画面(戻る)</p>	<p>ホーム</p> <p>○国庫内為替受信状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫内為替 … あり</li> <li>・振替済通知書 … あり</li> </ul>
---	--

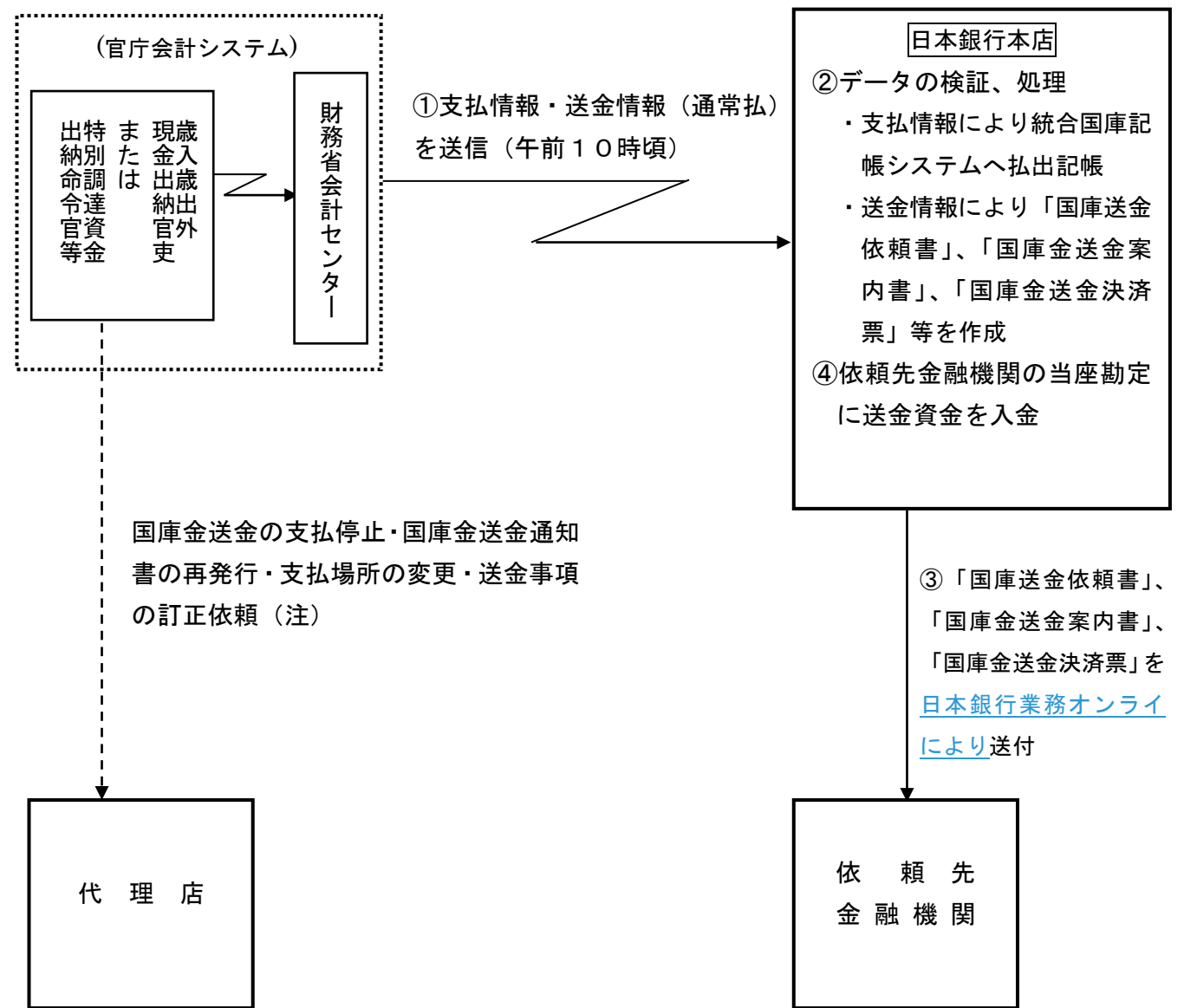
追補（7） 5. 歳入歳出外現金集中払にかかる振込および送金の事務フロー

- 自店に保管金もしくは供託金口座を有する歳入歳出外現金出納官吏または自店に特別調達資金口座を有する特別調達資金出納命令官等が、官庁会計システムにより指図した振込情報（通常払）および送金情報（通常払）の事務フローは次のとおり。

【振込情報の事務フロー】



【送金情報の事務フロー】



(注) 「国庫送金依頼書」に「国庫金振込明細票」を添えて振込依頼を行う場合の振込情報は次のとおり。

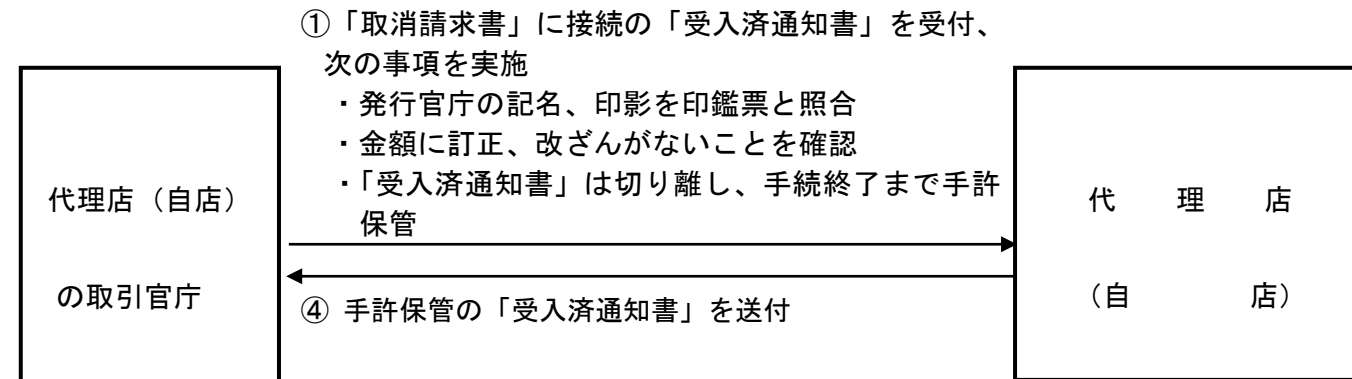
- 国庫金振込明細票には「(注意事項) 振込不能となった場合には、送金資金の返れいを行って下さい」と記載されるほか、「国庫金振込明細票」の番号欄には16桁(冒頭から9桁目が「A」のもの)の番号が記入される。
- ・ 振込依頼金額が100億円以上のもの
- ・ 受取人の預貯金口座番号が8桁以上のもの
- ・ 振込先金融機関が全国銀行内国為替制度に非加盟のもの

(注) この送金の場合において、歳入歳出外現金出納官吏または特別調達資金出納命令官等から国庫送金の支払停止・国庫送金通知書の再発行・支払場所の変更・送金事項の訂正(金額、支払場所以外の記載事項の訂正)に関する請求書等(国庫送金通知書番号または送金の番号欄に16桁(冒頭から9桁目が「A」となっているもの)の番号が記入されているもの)の提出を受けたときは、発行官庁の記名、印影が印鑑票と一致することを確認し、同請求書等の写を、日本銀行業務局国庫送金業務グループに日本銀行業務オンライン事前連絡のうえ、電子メールまたはFAXにより送付する(送付後速やかに、日本銀行業務局国庫送金業務同グループに電話連絡を行う。)。また(適宜の送付書を添付)し、本書は上部余白に「再報分」と記入したうえ同グループに送付郵送する。

追補(7) 6. 歳入歳出外現金集中払にかかる振込または送金の取消請求による組みもどし事務

- 自店と保管金もしくは供託金の取引を有する歳入歳出外現金出納官吏または自店と特別調達資金の取引を有する特別調達資金出納命令官等から「送金又は振込番号」欄に16桁(冒頭から9桁目が「A」となっている)の番号が記入されている「国庫金送金又は振込取消請求書」もしくは「特別調達資金送金又は振込取消請求書」(以下「取消請求書」という。)の提出を受けた場合は、次のとおり取扱う。  
 — なお、送金の取消請求において日本銀行業務局国庫送金業務グループから、当該送金が支払済である旨の連絡を受けた場合には、当該取引官庁に「支払済みであること、支払済の書面通知・取消請求書は業務局から送付すること、受入済通知書または領収済通知書は自店が送付すること」を連絡する。

<保管金・供託金の例>



- ③ 事前に電話連絡を受け、「取消済通知書」、「取消請求書(写)」を電子メールまたはFAX日本銀行業務オンラインにより送付を受けたときは、次の事項を実施  
 イ. 「取消請求書(写)」と手許保管の「受入済通知書」を照合  
 ロ. 「取消請求書(写)」により「国庫金組替書」(払出科目: 国庫内為替、受入科目: 「取消請求書(写)」の記載科目、振替先: 「取消請求書(写)」記載の取引担当官所属の官庁名)を作成  
 ハ. 「国庫金組替書」により、「国庫内為替」を払出し、当該口座に受入れの記帳をする(取消済通知書を受けた当日中に必ず統合国庫記帳システムの「国庫金勘定事務—通常入力—組替」により保管金等口座に記帳する) <注1>  
 ニ. 「国庫金組替書」は電子メールまたはFAX日本銀行業務オンラインにより送付を受けた「取消済通知書」および「取消請求書(写)」を添付し払出証票として整理 <注2>  
 ○ 特別調達資金の場合は基本的には上記フローと同様ながら、日本銀行業務局で記帳処理を行うため、③ロ. ~ニ. の取扱いは不要。ただし、日本銀行業務局の記帳処理後、統合国庫記帳システムにより「振替済通知書」(計表照会—日次<振替済書等>)を作成し、金額、受入科目、振替先を自店保管の「受入済通知書」または「領収済通知書」と照合する。なお、「振替済通知書」は適宜廃棄する。

<注1> 「国庫金勘定事務」—「通常入力」—「組替」の入力画面のうち、「摘要」欄は空白とし、「摘要名称移し整理時」欄には「移し整理」と表示されるが削除する必要はない。  
 <注2> 「国庫金組替書」(払出科目: 「国庫内為替」)の計数は、振替取引であるため、システム上、「合計書(払出)」に印字されないが、「国庫金組替書」は「同(払出)」\*に添付したその他払出証票と一緒に整理・保管する。  
 \* 当日の事務が組替のみの場合は出力されないため、業務運行統括グループに連絡のうえ、その指示に従う。

日本銀行業務局国庫送金業務グループ  
 (連絡先は統合国庫記帳システム事務選択画面掲載の連絡先一覧を参照)

- ② 事前に電話連絡のうえ「取消請求書(写)」を電子メールまたはFAX日本銀行業務オンラインにより送付し、送付後速やかに、日本銀行業務局国庫送金業務グループに電話連絡を行う。また、その「取消請求書」の上部余白に「再報分」と記入したうえ送付郵送する。

【取消請求書(写)と受入済通知書の記載例】

- 日本銀行業務局から電子メールまたはフ
- 自店において留め置いた受入済通知書

計算科目: 国庫内為替  
 国庫金送金又は振込取消請求書  
 別計算 第25号  
 3.6.15 業務局 令和3年6月10日  
 日本銀行〇〇代理店 あて  
 〇〇地方裁判所 歳入歳出外現金出納官吏 裁判所事務官 〇〇〇〇  
 下記の金額の送金について取消し、当該金額を保管金に受入れて下さい。

送金又は振込の別	1 送金 2 振込
送金又は振込番号	20012345A2500001
送金又は振込の請求年月日	令和3年5月10日
フリガナ	ニチギン ハナコ
受取人氏名又は名称	日銀 花子
金額	¥131,000-
振込先又は払渡金融機関名	〇〇郵便局

受入済通知書  
 令和 年 月 日  
 〇〇地方裁判所 歳入歳出外現金出納官吏 殿  
 日本銀行〇〇代理店  
 下記の金額の送金を取消し、年月日に 保管金に受入済につき通知します。

送金又は振込の別	1 送金 2 振込
送金又は振込番号	20012345A2500001
送金又は振込の請求年月日	令和3年5月10日
フリガナ	ニチギン ハナコ
受取人氏名又は名称	日銀 花子
金額	¥131,000-
振込先又は払渡金融機関名	〇〇郵便局

- ・日本銀行業務局が記入、押印したもの。
- ・16桁で冒頭から9桁目が「A」のもの。

【国庫金組替書の作成例】

国庫金組替書

振替先	〇〇地方裁判所
振替元	_____
受入科目	保管金
払出科目	国庫内為替

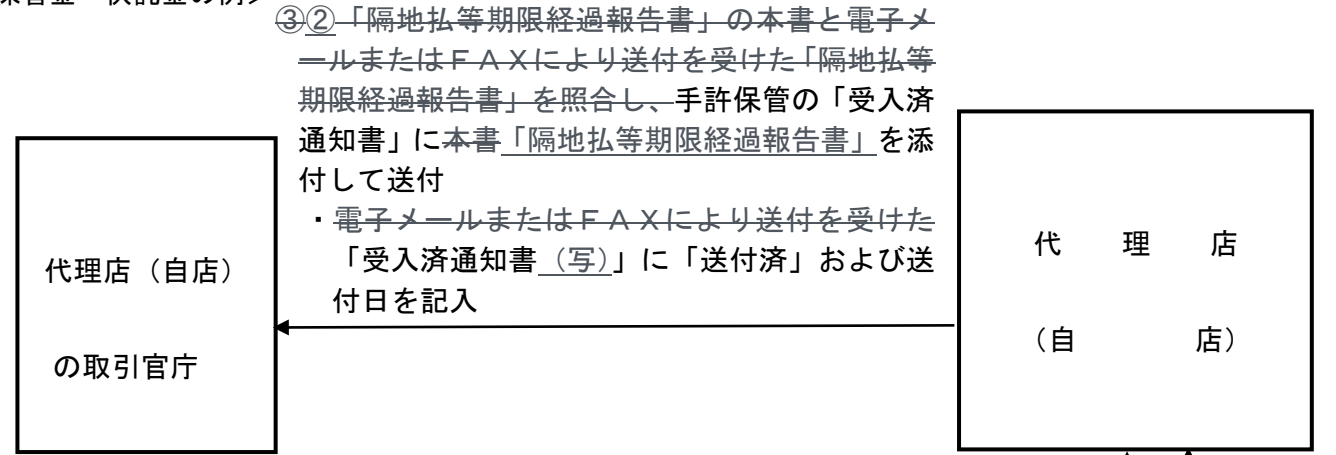
(日付) 日本銀行 店

(注) 振替元欄には横線を引く。

追補(7) 7. 歳入歳出外現金集中払にかかる送金の支払期限経過による組みもどし事務

● 自店と保管金もしくは供託金の取引を有する歳入歳出外現金出納官吏または自店と特別調達資金の取引を有する特別調達資金出納命令官等が、官庁会計システムにより請求した国庫金送金について、支払期限経過による保管金もしくは供託金または特別調達資金口座への組みもどしを行うため、日本銀行業務局国庫送金業務グループから「組みもどし済通知書」等を電子メールまたはファクシミリ日本銀行業務オンラインにより送付を受けた場合は、次のとおり取扱う。

＜保管金・供託金の例＞



③②「隔地払等期限経過報告書」の本書と電子メールまたはFAXにより送付を受けた「隔地払等期限経過報告書」を照合し、手許保管の「受入済通知書」に本書「隔地払等期限経過報告書」を添付して送付  
 ・電子メールまたはFAXにより送付を受けた「受入済通知書(写)」に「送付済」および送付日を記入

① 事前に電話連絡を受け、「組みもどし済通知書」、「受入済通知書(写)」、「払込書(写)」、「隔地払等期限経過報告書」を電子メールまたはFAX日本銀行業務オンラインにより送付を受けたときは、次の事項を実施

- イ. 「払込書(写)」により「国庫金組替書」(払出科目：国庫内為替、受入科目：「払込書(写)」記載の資金の種類別区分、振替先：「払込書(写)」記載の取引担当官所属の官庁名)を作成
- ロ. 「国庫金組替書」により、「国庫内為替」を払出し、当該口座に受入れの記帳をする(組みもどし済通知書を受けた当日中に必ず統合国庫記帳システムの「国庫金勘定事務—通常入力—組替」により保管金等口座に記帳する) <注1>
- ハ. 「受入済通知書」を作成し、手許保管
- ニ. 「国庫金組替書」は電子メールまたはFAX日本銀行業務オンラインにより送付を受けた「組みもどし済通知書」、「払込書(写)」および「受入済通知書(写)」および「隔地払等期限経過報告書」を添付し払出証券として整理 <注2>

○ 特別調達資金の場合は基本的には上記フローと同様ながら、日本銀行業務局で記帳処理を行うため、①イ.～ニ.の取扱いは不要。ただし、日本銀行業務局の記帳処理後、統合国庫記帳システムにより「振替済通知書」(国庫金勘定事務—計表照会—日次<振替済書等>)を作成し、金額、受入科目、振替先を電子メールまたはFAX日本銀行業務オンラインにより送付を受けた「特別調達資金組入済通知書(写)」または「受入済通知書(写)」(以下「組入済通知書等(写)」という。)と照合したうえ、組入先送付用の「組入済通知書等」を作成する。なお、「振替済通知書」および電子メールまたはFAX日本銀行業務オンラインにより送付を受けた「組入済通知書等(写)」は用済後、適宜廃棄する。

<注1> 「国庫金勘定事務」—「通常入力」—「組替」の入力画面のうち、「摘要」欄はblankとし、「摘要名称移し整理時」欄には「移し整理」と表示されるが削除する必要はない。

<注2> 「国庫金組替書」(払出科目：「国庫内為替」)の計数は、振替取引であるため、システム上、「合計書(払出)」に印字されないが、「国庫金組替書」は「同(払出)」に添付したその他払出証券と一緒に整理・保管する。

② 後日、「隔地払等期限経過報告書」の本書を受領

日本銀行業務局  
国庫送金業務グループ

【受入済通知書・払込書(写)の記載例】

— 日本銀行業務局から電子メールまたはファクシミリ日本銀行業務オンラインにより送付送付を受けた払込書(写) 資金の種類別区分  
 — 自店において作成し、留め置いた受入済通知書

計算科目：国庫内為替

第 号	〇〇地方方法務局 歳入歳出外現金出納官吏
金額	円 ¥213,500

送金資金一年経過分  
内訳別紙のとおり  
上記の金額を払い込みました。  
平成 年 月 日

日本銀行  
日本銀行 〇〇支店代理店 御中

別計票  
3.6.8  
業務局

・日本銀行業務局が記入、押印したもの。

受入済通知書

第 号	〇〇地方方法務局 歳入歳出外現金出納官吏
金額	円 ¥213,500

送金資金一年経過分  
内訳別紙のとおり  
上記の金額を領収しました。  
平成 年 月 日

日本銀行

〇〇地方方法務局  
歳入歳出外現金出納官吏 殿

【国庫金組替書の作成例】

国庫金組替書

振替先	〇〇地方方法務局
振替元	_____
受入科目	供託金
払出科目	国庫内為替

(日付)  
日本銀行 店

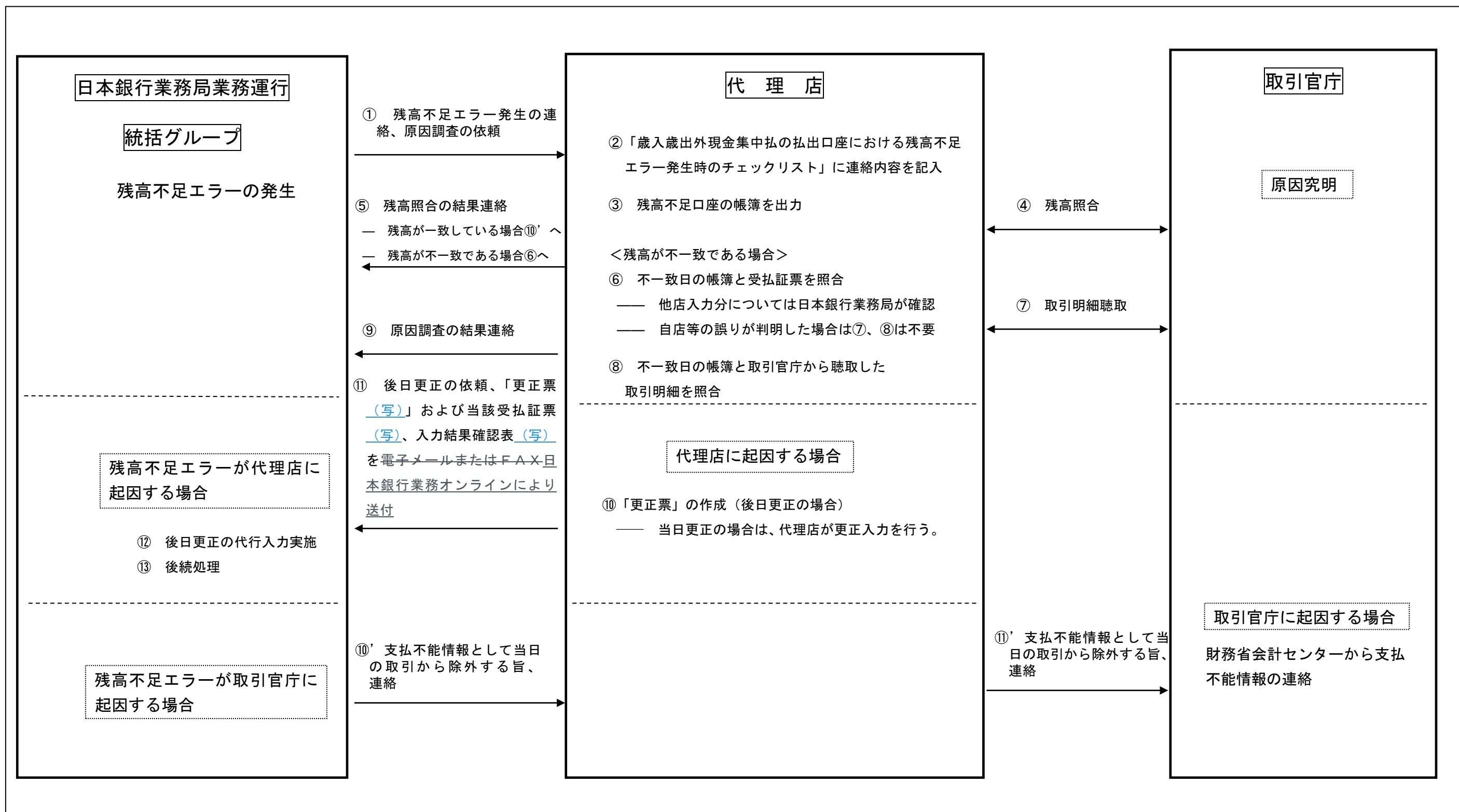
(注) 振替元欄には横線を引く。

追補（7）8. 歳入歳出外現金集中払の払出口座が残高不足エラーとなった場合の対応

● 日本銀行業務局業務運行統括グループから、歳入歳出外現金集中払の払出口座が残高不足エラーとなった旨の連絡を受けた場合は、次のとおり取扱う。

—— 支払情報（振込情報）は午前9時30分頃までを目途に、支払情報（送金・振替情報）は午前10時30分頃までを目途に保管金、供託金および特別調達資金口座に記帳されるが、代理店の記帳誤りに起因する残高不足エラーが発生した場合には、自店による当日更正入力や日本銀行による後日更正の代行入力により残高不足を解消し、その後に日本銀行において払出記帳を行ったうえで、後続事務を処理するので、迅速な原因究明を要する（遅くとも午前中）。なお、残高不足エラーが取引官庁に起因するものである場合は、当該取引は支払不能情報として当日の取引から除外する扱いとなる。

—— 「歳入歳出外現金集中払の払出口座における残高不足エラー発生時のチェックリスト」を常時手許に保管し、残高不足エラーが発生した場合のチェックリストとして使用する。





追補（7）8. ②歳入歳出外現金集中払の払出口座における残高不足エラー発生時のチェックリスト

年 月 日

※ 日本銀行業務局業務運行統括グループの電話番号、メールアドレスおよびFAX番号は統合国庫記帳システム事務選択画面掲載の連絡先一覧を参照

項番	内 容	チェック欄
1	<p>○ 日本銀行業務局から、残高不足エラー発生時の連絡、原因調査の依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取引官庁名：_____</li> <li>・払出データの種別（該当に○）：振込情報 ・ 送金情報 ・ 振替情報</li> <li>・計算科目（該当に○）： 保管金 ・ 供託金</li> <li>・払出金額：_____円 ・ 残高不足額：_____円</li> </ul>	—
2	<p>○ 取引官庁との残高照合の準備（残高不足口座の帳簿出力）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合国庫記帳システムにおいて「国庫金勘定事務」—「帳簿照会」—「その他帳簿」を選択</li> <li>・初期表示された照会日の「日」欄を空白にして当月分を出力</li> <li>・エラー発生日が月初から12営業日までの場合には前月分も出力</li> </ul>	
3	<p>○ 取引官庁との残高照合による残高不一致の有無の特定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出力帳簿により当該官庁口座の前日残高、現在残高を記入 自店口座の前日残高：_____円、現在残高：_____円</li> <li>・取引官庁に対し、「本日の払出データ（種別）に残高不足エラーが発生しているため、残高照合をお願いします」旨を依頼し、官庁の把握する残高を記入 (a)官庁側の前日残高：_____円、現在残高：_____円</li> <li>・官庁振出済みで未払小切手がある場合は、同小切手金額を記入し、同小切手調整後の残高を記入 (b)未払小切手：( _____ 番) _____円、( _____ 番) _____円 (a)+(b)官庁側の前日残高：_____円、現在残高：_____円</li> </ul> <p>【残高が一致している場合】官庁の払出データが過大 ⇒ 項番6へ 【残高が不一致である場合】日付を遡って照合を実施し、残高不一致の発生日を特定 ( _____ 月 _____ 日) 自店残高：_____円、官庁残高：_____円</p> <p>○ 確認結果を日本銀行業務局業務運行統括グループに連絡</p>	
4	<p>○ 不一致原因の特定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不一致発生日の帳簿と自店保管の受払証票とを照合し、誤りの有無を確認 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 他店入力分は日本銀行業務局が誤りの有無を確認</li> <li>— 自店等の誤りが判明した場合は、以下の官庁からの取引明細の聴取等は不要</li> </ul> </li> <li>・取引官庁から不一致発生日の取引明細を聴取し、帳簿と照合 【誤りの内容】(該当に○) 自店・官庁：受・払：内容_____</li> </ul>	
5	<p>▼ 自店の「誤り」が判明した場合の更正処理</p> <p>○ 日本銀行業務局業務運行統括グループに内容を連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当日更正を要する場合は、日本銀行業務局の指示により直ちに自店更正を実施し、終了の旨を同グループに連絡</li> <li>・後日更正を要する場合は、直ちに「更正票」を作成し、<a href="#">当該更正票の写を、当該受払証票の写、入力結果確認表の写</a>とともに電子メールまたはFAX日本銀行業務オンラインにより送付し、代行入力を依頼</li> </ul>	
6	<p>▼ 取引官庁の「誤り」が判明した場合（当日の払出データの誤りを含む）</p> <p>○ 日本銀行業務局業務運行統括グループに内容を連絡</p> <p>○ 取引官庁への連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本銀行業務局からの指示により、取引官庁に対して「残高不足エラーとなった本日の払出データ（種別）は支払不能情報として扱う」旨を連絡</li> </ul>	

追補(8)2. 統合国庫記帳システムのユーザーID登録・抹消・代行入力権限変更・パスワード初期化の依頼

● 代行運用のためのユーザーIDの登録等の依頼は、「統合国庫記帳システムのユーザーID登録等依頼書(代理店・代理店本部用)」の書式を使用し、次のとおり作成する。

(1) 登録の依頼

第1号書式

統合国庫記帳システムのユーザーID登録等依頼書(代理店・代理店本部用)

2022年4月1日

日本銀行業務局事務統括グループ あて  
(維持管理事務取扱部署)

(依頼元名)  
〇〇銀行〇〇部〇〇グループ

統一(責任者等名)  
〇〇〇〇

統合国庫記帳システムのユーザーIDについて、下記のとおり依頼します。

記

取引店コード (所属代理店)	所属代理店名
0001234	〇〇代理店

(日本銀行使用欄)

依頼事項 (該当箇所の左枠に○を付す)	適用開始希望日	権限区分 (オペレータ または権限者)	代行入力権限付与 (当該代理店の取引店 コードを記入する)	ユーザーID	ユーザー名	初期パスワード	適用開始日
<input type="radio"/> 登録	2022年4月8日	オペレータ	0002345	kXXXXX			
<input type="checkbox"/> 抹消			0003456				
<input type="checkbox"/> 変更(代行入力権限)			0004567				
<input type="checkbox"/> パスワードの初期化・ 入力規制解除							

所属代理店の取引店コードを記入する

代行入力権限の登録を行う各代理店での権限区分は、所属代理店における権限区分と同一となる

依頼事項に○を付す

代行入力権限を登録する代理店の取引店コードを記入する。登録しない場合には記入不要

(2) 抹消の依頼

第1号書式

統合国庫記帳システムのユーザーID登録等依頼書(代理店・代理店本部用)

2022年4月1日

日本銀行業務局事務統括グループ あて  
(維持管理事務取扱部署)

(依頼元名)  
〇〇代理店

統一(責任者等名)  
〇〇〇〇

統合国庫記帳システムのユーザーIDについて、下記のとおり依頼します。

記

取引店コード (所属代理店)	所属代理店名
0001234	〇〇代理店

(日本銀行使用欄)

依頼事項 (該当箇所の左枠に○を付す)	適用開始希望日	権限区分 (オペレータ または権限者)	代行入力権限付与 (当該代理店の取引店 コードを記入する)	ユーザーID	ユーザー名	初期パスワード	適用開始日
<input type="checkbox"/> 登録	2022年4月8日			kXXXXX			
<input checked="" type="radio"/> 抹消							
<input type="checkbox"/> 変更(代行入力権限)							
<input type="checkbox"/> パスワードの初期化・ 入力規制解除							

所属代理店の取引店コードを記入する

依頼事項に○を付す

(3) 代行入力権限変更の依頼

第1号書式

統治国庫記帳システムのユーザーID登録等依頼書（代理店・代理店本部用）

2022年4月1日

日本銀行業務局事務統括グループ あて  
(維持管理事務取扱部署)

(依頼元名)  
〇〇代理店

統治国庫記帳システムのユーザーIDについて、下記のとおり依頼します。

~~-(責任者等名)-~~  
〇〇〇〇

記

取引店コード (所属代理店)	所属代理店名
0001234	〇〇代理店

変更後の内容をすべて記入する

依頼事項 (該当箇所の左枠に○を付す)		適用開始希望日	権限区分 (オペレータ または権限者)	代行入力権限付与 (当該代理店の取引店 コードを記入する)	ユーザーID	(日本銀行使用欄)		
						ユーザー名	初期パスワード	適用開始日
<input type="checkbox"/>	登録	2022年4月8日		0003456	kXXXXX			
<input type="checkbox"/>	抹消			0004567				
<input checked="" type="checkbox"/>	変更（代行入力権限）			0005678				
<input type="checkbox"/>	パスワードの初期化・ 入力規制解除							

依頼事項に○を付す

(4) パスワードの初期化・入力規制解除の依頼

第1号書式

統治国庫記帳システムのユーザーID登録等依頼書（代理店・代理店本部用）

2022年4月1日

日本銀行業務局事務統括グループ あて  
(維持管理事務取扱部署)

(依頼元名)  
〇〇代理店

統治国庫記帳システムのユーザーIDについて、下記のとおり依頼します。

~~-(責任者等名)-~~  
〇〇〇〇

記

取引店コード (所属代理店)	所属代理店名
0001234	〇〇代理店

適用開始希望日はblankとする

依頼事項 (該当箇所の左枠に○を付す)		適用開始希望日	権限区分 (オペレータ または権限者)	代行入力権限付与 (当該代理店の取引店 コードを記入する)	ユーザーID	(日本銀行使用欄)		
						ユーザー名	初期パスワード	適用開始日
<input type="checkbox"/>	登録				aXXXXX			
<input type="checkbox"/>	抹消							
<input type="checkbox"/>	変更（代行入力権限）							
<input checked="" type="checkbox"/>	パスワードの初期化・ 入力規制解除							

依頼事項に○を付す